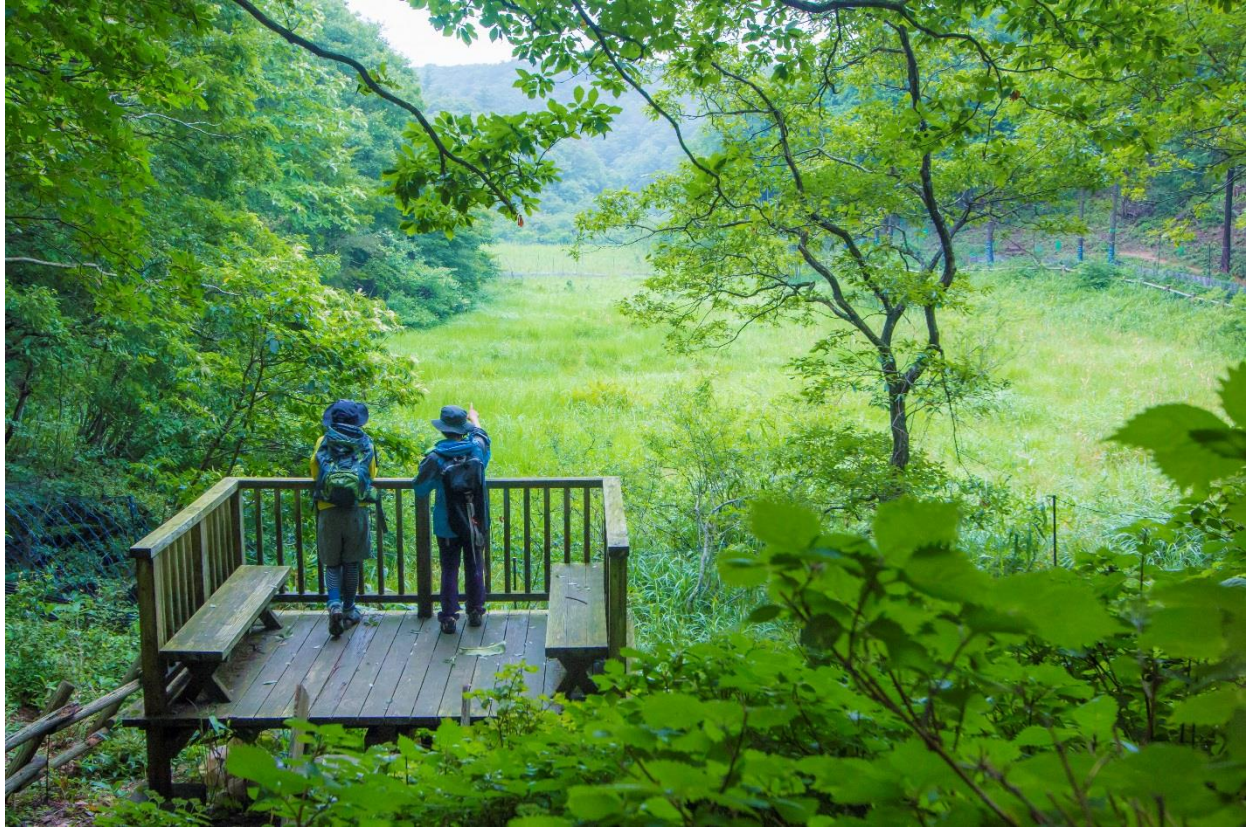


改訂素案	改訂前
(素案 20240725) 長浜市森づくり計画 (長浜市森林整備計画) 令和7年(2025年)3月樹立 計画期間 自 令和 7年(2025年)4月 1日 至 令和17年(2035年)3月31日   長浜市	長浜市森づくり計画 (長浜市森林整備計画) 令和2(2020)年3月樹立 令和4(2022)年3月改定 令和5(2023)年3月改定 計画期間 自 令和 2(2020)年4月 1日 至 令和12(2030)年3月31日   長浜市

まえがき

長浜市の森林は、水源涵養をはじめ、山地災害防止／土壤保全、地球環境保全、生物多様性保全、保健・レクリエーション、木材等生産といった森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活に欠くことができない様々な恩恵をもたらしています。

これらの機能を有する森林には、木材や林産物等を活用した地域経済の活性化のほか、新たな観光振興や心身の癒しの場、子ども達の環境学習・体験の場としての役割も高まっています。

その一方で、起伏に富んだ森林は、急峻な地形や複雑な地質構造で構成され、土砂災害など幾多の自然災害発生地となっており、特に近年では梅雨や台風等による局地的な豪雨の頻発等により、甚大な災害が発生しています。

このような背景のもと、山地災害から市民生活の安全・安心を確保するため、「森林の土砂災害防止機能」を高度に発揮させ、防災機能の強化を図ることが求められています。

近年の本市の森林・林業は、ライフスタイルの変化や木材輸入の増加、林業従事者の減少をはじめ、山村地域の過疎化・高齢化の進行等に伴い、里山林の活用や人工林等の保全活動が停滞し、適切に管理されずに放置された森林が多く見られるようになりました。

こうした状態が続くと、今後、森林の有する多面的機能が損なわれ、市民生活にマイナスの影響をもたらすことが懸念されます。

このようなことから、森林の有する多面的機能を改めて広く市民にご理解いただくとともに、適正な森林の整備、管理による森林資源の循環に向けて、林業従事者の増加と効率的な施業による素材生産量の増加、森林づくり団体数の増加を目指し、森林の多面的機能が持続的に発揮され、防災・減災対策が計画的に進捗し、山村地域の活性化や、多面的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、緑豊かな森林を守り、育て、活かし、人々の暮らしを支えるかけがえのない長浜市の森林を健全な姿で引き継いでいくため長浜市森づくり計画を策定するものです。

まえがき

長浜市の森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活に欠くことができない様々な恩恵をもたらしています。

多面的機能には、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、木材等生産機能等があります。

これらの機能を有する森林には、木材や林産物等を活用した地域経済の活性化のほか、新たな観光振興や、地域の歴史・伝統文化の保存・継承、心身の癒しの場、子ども達の環境学習・体験の場としての役割も高まっています。

本市の森林は、市域の半分を占めており、こうした豊富な資源を有効に活用し、市内にうまく循環される仕組みづくりを進めることも求められています。

一方、近年の本市の森林・林業は、ライフスタイルの変化や木材輸入の増加、林業従事者の減少をはじめ、山村地域の過疎化・高齢化の進行等に伴い、里山林の活用や人工林等の保全活動が停滞し、適切に管理されずに放置された森林が多く見られるようになりました。

こうした状態が続くと、今後、森林の有する多面的機能が損なわれ、市民生活にマイナスの影響をもたらすことが懸念されます。

加えて、近年は記録的な大雨や台風による山腹崩壊や倒木等大規模災害が頻繁に発生していることから、森林管理の在り方が問われ始めています。

このようなことから、森林の有する多面的機能を改めて広く市民にご理解いただくとともに、山村地域の活性化や、多面的機能が将来にわたって持続的に発揮されるような森林の適正管理につなげていくため、長浜市森づくり計画を策定するものです。

また、本計画の各施策の実現に向けては、新たに森林経営管理法が制定されるとともに、森林環境税・森林環境譲与税が創設されたことから、これら制度の趣旨や期待される効果を考慮しながら、本計画の具現化や同税を活用した積極的な取組を推進することとします。

— 目 次 —		— 目 次 —	
第 1 長浜市森づくり計画の考え方	1	第 1 長浜市森づくり計画の考え方	1
1. 計画の位置づけ	2	1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の見直しの経過	3	2. 計画の見直しの経過	3
3. 計画期間	3	3. 計画期間	3
第 2 森林・林業を取り巻く現状と課題	4	第 2 長浜市の森林・林業の現状	4
1. 国および県の動き	5	1. 国内外および県の情勢	5
2. 長浜市の現状と課題	11	2. 長浜市の現状と課題	11
第 3 森林づくりの方向性と基本施策	16	第 3 森林づくりの方向性と基本施策	16
1. 森林づくりの方向性	17	1. 森林づくりの方向性	17
2. 基本施策	20	2. 基本施策	18
（1）多面的機能の発揮に向けた森林づくり	20	（1）森林の大切さの啓発と魅力の発信	19
（2）森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり	24	（2）市民の協働による森林づくり	23
（3）効率的な木材生産と森林資源の利用拡大	31	（3）次代の森林を支える人づくり	26
（4）多様な主体による森林づくり	40	（4）森林資源の利用拡大	30
第 4 森林整備に関する事項	43	（5）効率的な木材生産	39
1. 森林の整備および保全に関する基本的な事項	50	（6）環境に配慮した多様な森林づくり	43
2. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	54	第 4 森林整備に関する事項	49
3. 造林に関する事項	61	1. 森林の整備および保全に関する基本的な事項	50
4. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法	68	2. 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	54
その他間伐および保育の基準		3. 造林に関する事項	61
5. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	71	4. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法	68
6. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	76	その他間伐および保育の基準	
7. 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、その他森林施業の合理化に関する事項	82	5. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	71
8. 森林の共同化の促進に関する事項	84	6. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	76
9. 森林の保護に関する事項	85	7. 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、その他森林施業の合理化に関する事項	82
10. その他森林整備の方法に関し必要な事項	88	8. 森林の共同化の促進に関する事項	84
参考資料	94	9. 森林の保護に関する事項	85
用語集	100	10. その他森林整備の方法に関し必要な事項	88
		第 5 計画の実現に向けて	92
		1. 推進体制	93
		2. 進行管理	93
		参考資料	94
		用語集	100

第 1 長浜市森づくり計画の考え方

1. 計画の位置づけ
2. 計画の見直しの経過
3. 計画期間

第 1 長浜市森づくり計画の考え方

1. 計画の位置づけ
2. 計画の見直しの経過
3. 計画期間

■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

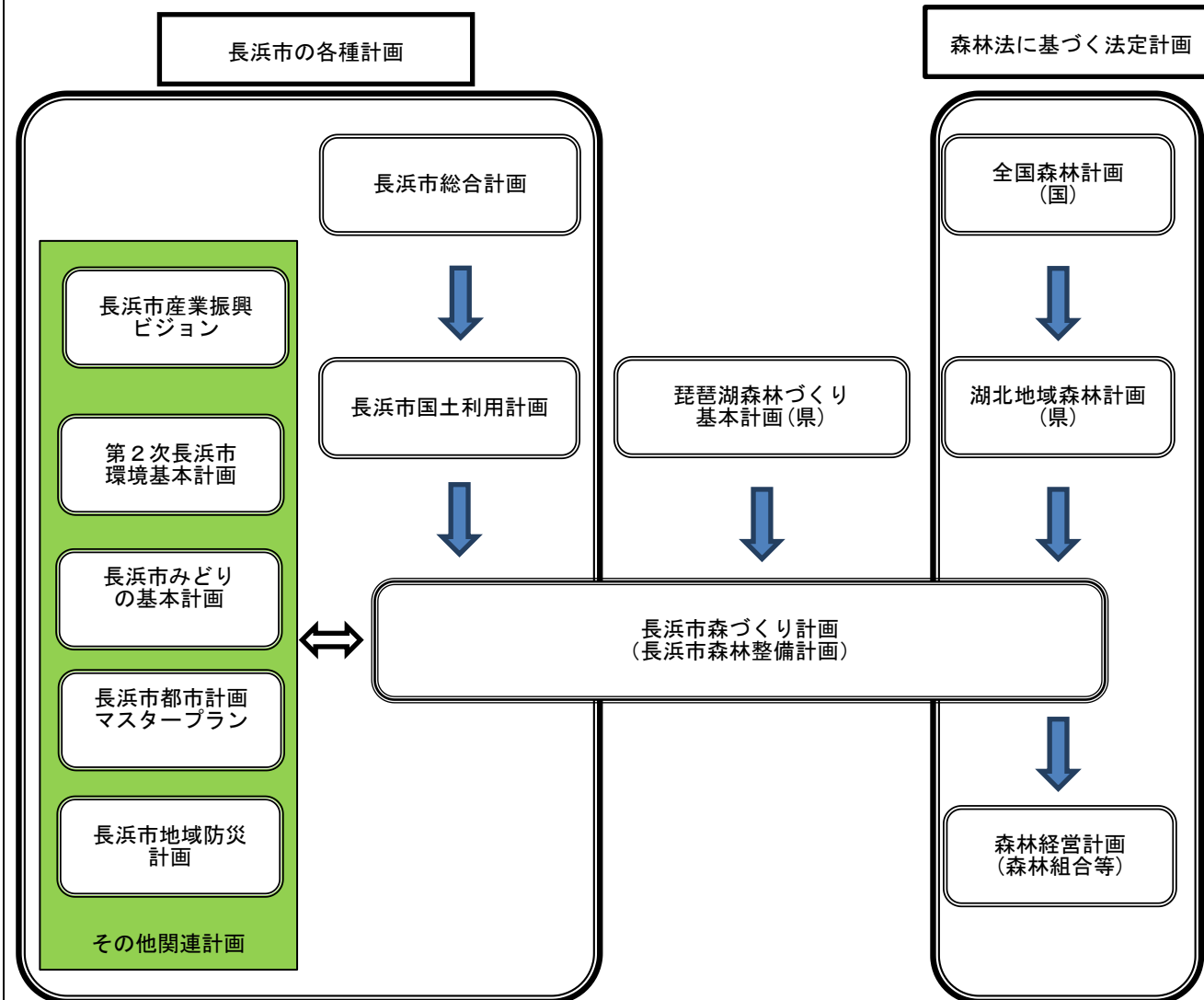
1. 計画の位置づけ

『長浜市森づくり計画』は、本市の森林・林業の目指す姿や基本施策を明確にし、市民のみなさんと行政が一体となって、本市の森林・林業施策を推進するための総合計画です。

計画の策定に当たって、上位計画である本市の将来像等を示した『長浜市総合計画』、市土の発展を見据えた適正な土地利用を促進する『長浜市国土利用計画』のほか、森林・林業に関する各種計画との整合を図っています。

また、この計画は、森林法第10条の5に基づく、造林から伐採までの森林施策に関する技術基準等を示した法定計画としても位置づけています。

〔計画の体系〕



■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

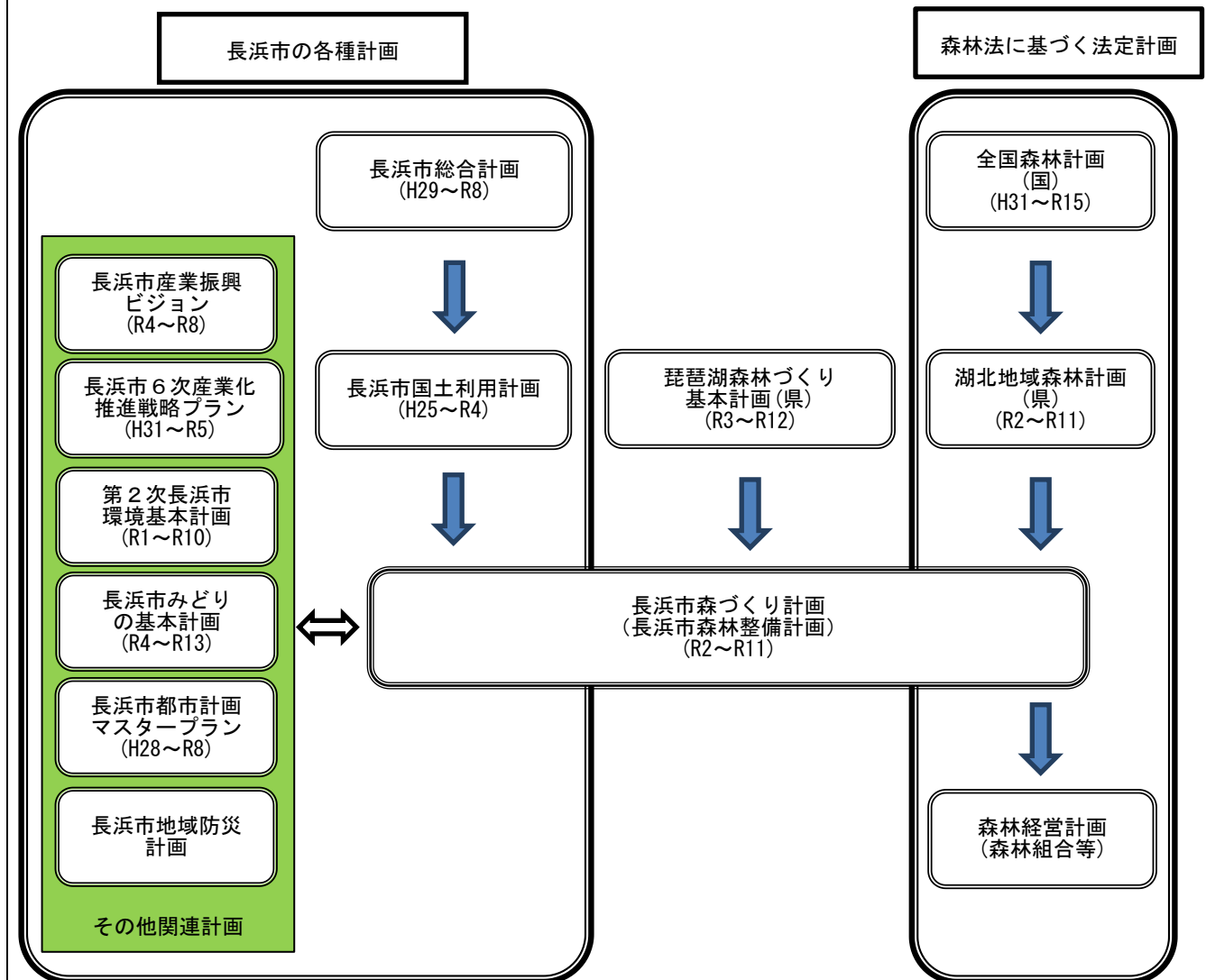
1. 計画の位置づけ

『長浜市森づくり計画』は、本市の森林・林業の目指す姿や基本施策を明確にし、市民のみなさんと行政が一体となって、本市の森林・林業施策を推進するための総合計画です。

計画の策定に当たって、上位計画である本市の将来像等を示した『長浜市総合計画』、市土の発展を見据えた適正な土地利用を促進する『長浜市国土利用計画』のほか、森林・林業に関する各種計画との整合を図っています。

また、この計画は、森林法第10条の5に基づく、造林から伐採までの森林施策に関する技術基準等を示した法定計画としても位置づけています。

〔計画の体系〕



■ 第 1 長浜市森づくり計画の考え方

2. 計画の見直しの経過

●令和2年（2020年）4月

法定計画として5年ごとに計画をたてることとなっており、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況や課題等を整理し、見直しました。

●令和4年（2022年）4月

国において「森林・林業基本計画」が新たに策定されるとともに「全国森林計画」が変更されたことを受け、「湖北地域森林計画」の改定内容と整合を図りつつ、合わせて本市森林ディレクション審議会での審議を踏まえ、見直しました。

●令和5年（2023年）4月

「特に効率的な施業可能な森林」を追加で設定し、公益的機能別森林の区域を見直しました。

●令和7年（2025年）4月

法定計画として5年ごとに計画をたてることとなっており、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況、課題等を整理し、計画書の構成および内容について見直しました。

3. 計画期間

令和7年（2025年）4月から令和17年（2035年）3月まで
＜令和7年3月樹立＞



菅山寺（長浜市余呉町）

■ 第 1 長浜市森づくり計画の考え方

2. 計画の見直しの経過

●平成24（2012）年4月

従来の長浜市森林整備計画を市民のみなさんにより分かりやすい計画書とするため、本市における森林・林業の現状・課題を踏まえた対策の方向性、その実現に向けた基本施策を新たに加え、計画書の構成および内容について見直しました。

●平成27（2015）年4月

この計画は「森林法」に定められた法定計画としての位置づけがあるものの、国県の計画期間と異なっていたことから期間を合わせることとし、これまでの進捗状況や課題等を整理し、見直しました。

●令和2（2020）年4月

法定計画として5年ごとに計画をたてることとなっており、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況や課題等を整理し、見直しました。

●令和4（2022）年4月

国において「森林・林業基本計画」が新たに策定されるとともに「全国森林計画」が変更されたことを受け、「湖北地域森林計画」の改定内容と整合を図りつつ、合わせて本市森林ディレクション審議会での審議を踏まえ、見直しました。

●令和5（2023）年4月

「特に効率的な施業可能な森林」を追加で設定し、公益的機能別森林の区域を見直しました。

3. 計画期間

○長浜市森づくり計画（長浜市森林整備計画）

令和2（2020）年4月から令和12（2030）年3月まで
＜令和2年3月樹立＞



賤ヶ岳からの風景（木之本町大音）

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1. 国および県の動き
2. 長浜市の現状と課題

第2 長浜市の森林・林業の現状

1. 国内外および県の情勢
2. 長浜市の現状と課題

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1. 国および県の動き

(1) 気候変動による自然災害の頻発

近年の気候変動により、短時間強雨の年間発生回数が増加するなど降水形態が変化し、山地災害を誘発するような極端な降水が発生しています。激甚な山地災害と洪水をもたらした「令和2年7月豪雨」を含む令和2年7月上旬においては、1時間降水量が50mm以上となる発生回数が82回と旬ごとの値としては過去最多となりました。

全国の多くの地域で山腹崩壊や風倒木被害が頻繁に発生しており、治山事業や森林整備事業等による被害個所の早期復旧や保安林指定等、事前防災・減災に向けた取組が必要になっています。

(2) 地球温暖化と森林の重要性

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る「地球温暖化対策計画」の改定が令和3年(2021年)10月に閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12年度(2023年)の日本の温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、平成25年度(2013年)比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。

森林吸収量についても目標を従来の2.0%から2.7%に引き上げられ、今後とも森林吸収源対策が引き続き重要な役割を果たしていくことが期待されています。

森林吸収源対策による削減目標の達成のためには、森林・林業基本計画等に基づき、適切な間伐の実施等の取組に加え、森林資源の循環利用の確立を図り炭素を貯蔵する木材の利用を拡大しつつ、エリートリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要であり、地方公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、取組を進めていくこととされています。

以上のことから、引き続き森林整備を通じた森林吸収源対策等の取組を着実に進めることが必要です。

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

1. 国内外および県の情勢

(1) 森林整備や保安林指定等を通じた日本の森林吸収源対策

これまで我が国は、京都議定書に基づく2008年から2012年までの「第1約束期間」において、温室効果ガスの基準年(1990年)比6%の削減目標を達成し、このうち、森林の吸収源対策によって3.8%を確保しました。

また、2013年から2020年までの「第2約束期間」においては、国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で採択されたカンクン合意に基づき、2020年度の温室効果ガス削減目標を基準年(2005年)比3.8%以上とし、このうち森林の吸収源対策により2.7%以上を確保することを目標としています。

2018年12月、国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)において「気候を守るための森林に関するカトヴィツェ閣僚宣言(森林宣言)」が発表されました。この宣言は2020年以降の気候変動対策についての法的枠組みである「パリ協定」の長期目標の達成に向けて、世界全体における森林および林産物の貢献を確実なものとするための活動を加速化すること、科学コミュニティがこれまで進めてきた、森林による温室効果ガスの吸収や貯留の貢献を定量化する取組について評価するとともに、今後、この貢献を増大するための方法を検討すること、そして、都市、地域、企業、投資家等の非政府主体が、森林関連の活動に対する決意を発信していくとの趣旨となっており、我が国もこの宣言に賛同しました。

今後とも、地球温暖化対策として森林吸収源対策が引き続き重要な役割を果たしていくことが期待されています。

我が国の2.7%の森林吸収源対策による削減目標の達成のためには、適切な間伐等による健全な森林整備や、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくりの推進、木材および木質バイオマス利用の推進等の施策に総合的に取り組むとともに、間伐等の実施に必要な安定的な財源確保について検討することとされています。

以上のことから、引き続き森林整備や保安林指定等を通じた森林吸収源対策等の取組を着実に進めることが必要です。

トピックス1

◆持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標としてSDGsが採択されました。

SDGsは、日本を含めた世界全体の持続可能な開発目標であり、17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15「陸の豊かさを守ろう」を始め、水源涵養機能は目標6「安全な水とトイレを世界中に」、土砂災害防止機能は目標11「住み続けられるまちづくりを」に関連するなど、森林はSDGsの多くに関連するとともに、ターゲットとして、持続可能な森林経営の実施を促進し、世界全体での新規植林や再植林を大幅に増加させることが盛り込まれています。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。さらに森林資源・森林空間の利用を通じ、様々なSDGsに貢献。
- これらの利用は、林業・木材産業を通じ、森林の整備・保全に還元されるという大きな循環につながっている。



注1：アイコンの下文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

出典：林野庁「森林・林業白書」

第2 長浜市の森林・林業の現状

(2) SDGsの採択と森林に関連する日本の取組

2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が採択されました。我が国では、2016年5月に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、2016年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。その後、2017年12月に「SDGsアクションプラン2018」、2018年12月に「SDGsアクションプラン2019」を決定し、具体的な方向性を明らかにしています。この中では、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組をはじめとして、山村活性化支援、スマート林業構築推進、治山対策の推進、等様々な対応を行うこととしています。

トピックス1

◆持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、国連に加盟する全ての国が、2016～2030年の15年間で達成することを掲げたものです。森林はSDGsの多くに関連するとともに、ターゲットとして、持続可能な森林経営の実施を促進し、世界全体での新規植林や再植林を大幅に増加させることが盛り込まれています。

SDGsと森林・林業の関係について、直接的には目標15「陸の豊かさを守ろう」が該当します。また森林の多面的機能を踏まえると、水源涵養機能は目標6「安全な水とトイレを世界中に」、土砂災害防止機能は目標11「住み続けられるまちづくりを」、二酸化炭素吸収機能は目標13「気候変動に具体的な対策を」、森林環境教育は目標4「質の高い教育をみんなに」に該当するといえます。さらに、森林認証制度は目標12「つくる責任つかう責任」、木質バイオマス燃料の普及は目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の達成に貢献することができます。

（出展：「森林・林業白書 平成30年度版」林野庁、「林業経済 2018年71巻4号」一般財団法人林業経済研究所）

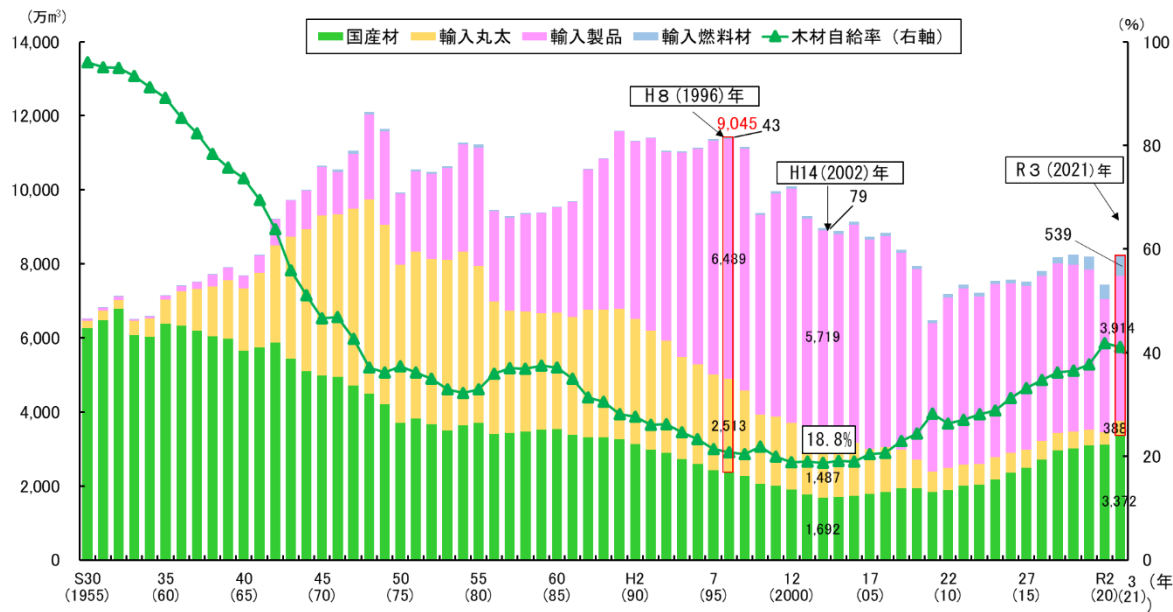


出典：琵琶湖森林づくり基本計画

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

(3) 日本の木材自給率

日本の木材自給率は、**国産材供給の減少と、木材輸入の増加により低下を続け**、平成14年（2002年）には**18.8%まで低下しましたが、最近では人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等により、令和3年（2021年）は、日本の木材自給率は41.1%まで上昇しました。**

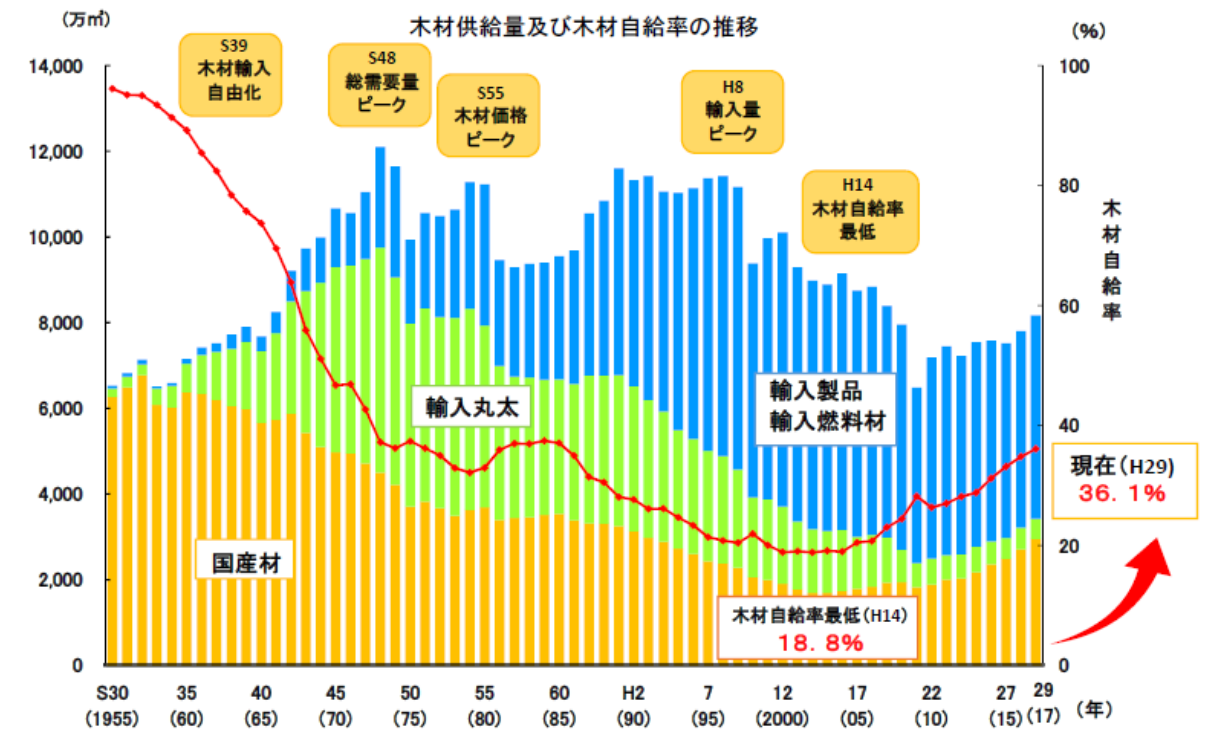


出典：林野庁「森林・林業白書」

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

(3) 日本の木材自給率

日本の木材自給率は、外国製材の輸入量の増加と林業の採算性の悪化等により平成14（2002）年には過去最低の18.8%になりました。最近では生産体制や流通加工システムの体制整備等により、平成29（2017）年日本の木材自給率は36.1%まで上昇しました。



出典：林野庁「平成29年木材需給表」

(4) 国の森林・林業の目指す方向

令和3年（2021年）6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、新技術を活用して伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に取り組み、林業・木材生産の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。



出典：林野庁「森林・林業白書」

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

(5) 滋賀県の森林・林業の目指す方向

滋賀県では、平成16年（2004年）に『琵琶湖森林づくり条例』を施行し、この条例に基づき『琵琶湖森林づくり基本計画（第1期：平成17～令和2年度）』が策定されました。

令和3年（2021年）3月には、第1期計画の取組や対応すべき課題を踏まえ、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため見直しが行われ、第2期（令和3～12年度）が策定されました。

○琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

目指す森林づくりの方向	
【基本方向】	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
【基本方針】	琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
【基本方針に基づく施策の考え方】	
100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定	
方針1 森林づくり	多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進
方針2 地域づくり	県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進
方針3 産業づくり	川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進
方針4 人づくり	担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進
【基本施策】	
施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	
①適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進	
②災害に強い森林づくりの推進	
③生物多様性の保全	
施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	
①多様な主体による森林づくりの推進	
②森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	
施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	
①活力ある林業生産の推進	
②県産材の加工・流通体制の整備	
③あらゆる用途への県産材の活用	
④ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化	
施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	
①林業の担い手の確保・育成	
②次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成	

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

(4) 滋賀県の森林・林業の目指す方向

滋賀県では、平成16（2004）年に『琵琶湖森林づくり条例』を施行し、この条例に基づき『琵琶湖森林づくり基本計画（第1期：平成17～令和2年度）』が策定されました。

令和3（2021）年3月には、第1期計画の取組や対応すべき課題を踏まえ、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため見直しが行われ、第2期（令和3～12年度）が策定されました。

○琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

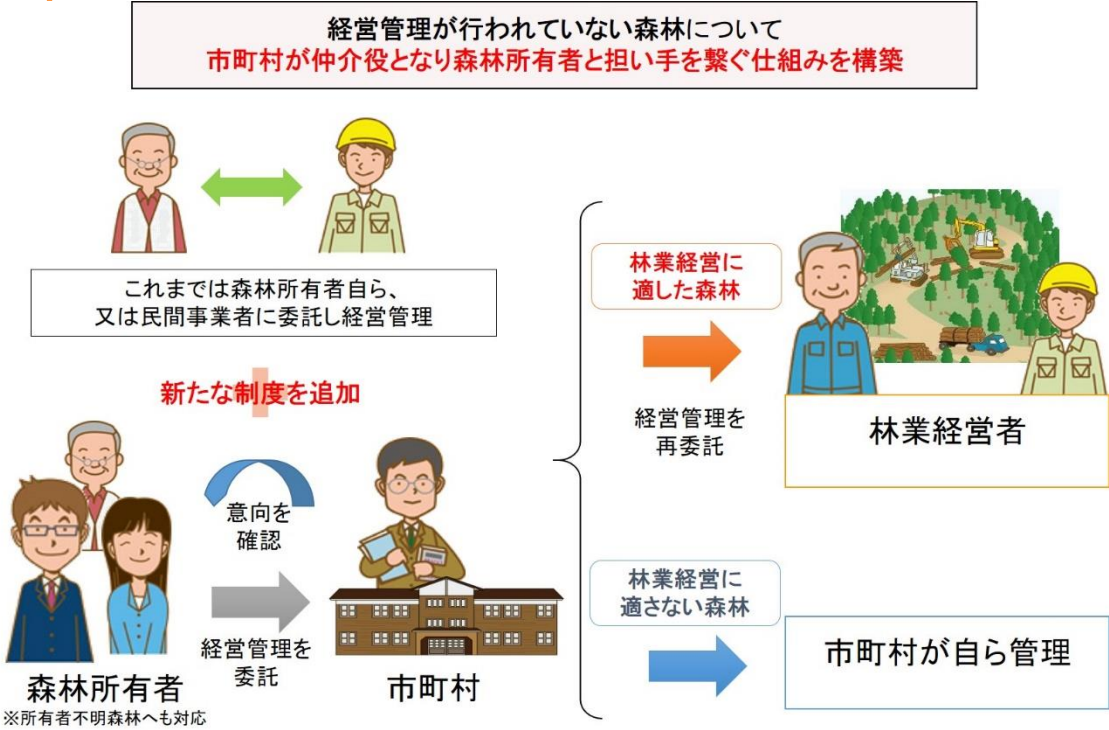
目指す森林づくりの方向	
【基本方向】	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
【基本方針】	琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
【基本方針に基づく施策の考え方】	
100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定	
方針1 森林づくり	多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進
方針2 地域づくり	県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進
方針3 産業づくり	川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進
方針4 人づくり	担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進
【基本施策】	
施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	
①適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進	
②災害に強い森林づくりの推進	
③生物多様性の保全	
施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	
①多様な主体による森林づくりの推進	
②森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	
施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	
①活力ある林業生産の推進	
②県産材の加工・流通体制の整備	
③あらゆる用途への県産材の活用	
④ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化	
施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	
①林業の担い手の確保・育成	
②次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成	

トピックス2

◆森林経営管理制度

平成31年4月より「森林経営管理制度」がスタートしました。「森林経営管理制度」とは、手入れの行き届いていない森林について意向調査により、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度です。

この制度により放置された森林が活用されることで、土砂災害等の発生リスクの軽減や地域の活性化が図られ、市民の皆様の安心・安全につながる効果が期待されています。



森林所有者	○ 市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。 ○ 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。
地域の林業経営者	○ 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ○ これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。
市町村（地域全体）	○ 地域の森林所有者の所在や意向を確認することにより、行政上必要な基本情報を整理できる。 ○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。 ○ 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。

トピックス2

◆新たな森林管理制度

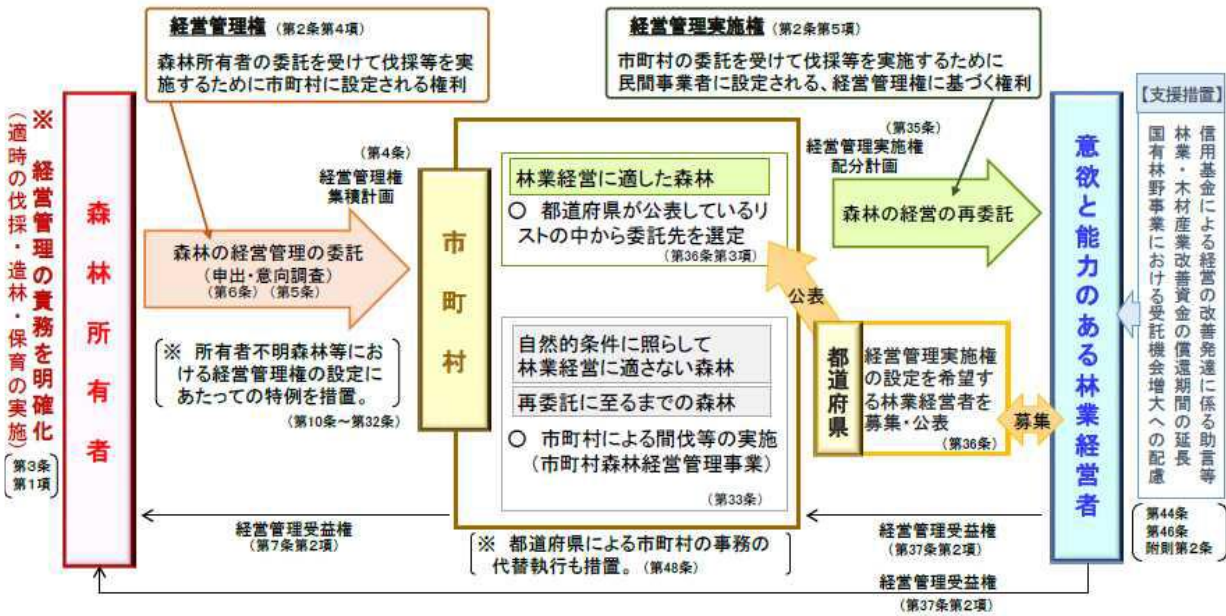
～森林経営管理法の概要～

森林の経営管理を責任ある主体によって持続的に行うこと等の新たな森林経営管理制度を内容とする「森林経営管理法」が平成30（2018）年5月に成立しました（法律の施行は平成31（2019）年4月1日）。

「森林経営管理法」は、下図における経営管理権（市町村が森林所有者の委託を受けて立木の伐採および木材の販売、造林や保育を実施するための権利）、経営管理実施権（林業経営者が市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利）の内容や設定の手続き等について定める法律です。法律の主な内容は次のとおりです。

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

この他、所有者不明森林の場合等について、市町村による探索や公告、都道府県知事による裁定等一定の手続きを経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できる手続きの特例が規定されています。今後本制度の推進により、放置林対策が進むことが期待されます。



出典：琵琶湖森林づくり基本計画

トピックス3

◆森林環境税

～森林環境税創設の趣旨～

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止、国土の保全や水源の涵養^{かん}等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな問題となっています。

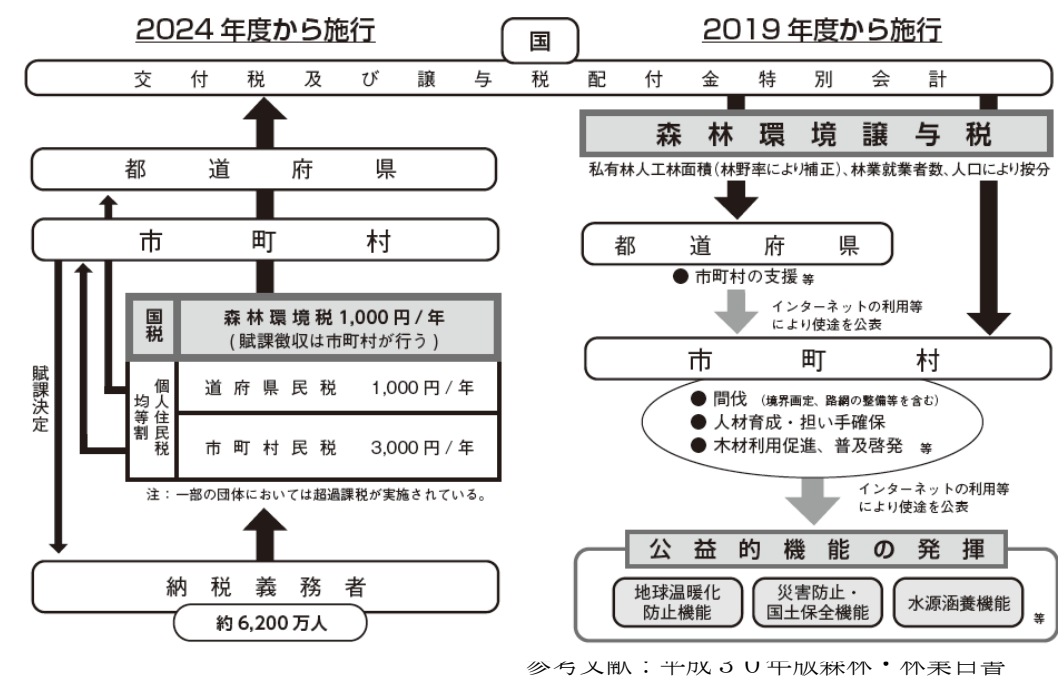
このような現状の下、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ

～森林環境税・森林環境譲与税の仕組み～

「森林環境税」は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。また、課税を開始する時期は、令和6（2024）年度に設定されています。

「森林環境譲与税」は、森林現場の課題に早期に対応する観点から、「森林経営管理制度」の導入に合わせて令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されること

●森林環境税制度設計イメージ



■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

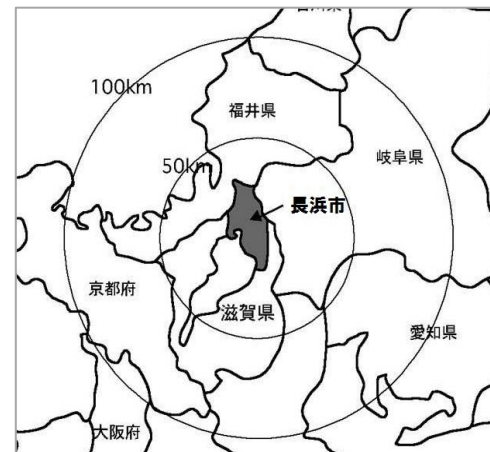
2. 長浜市の現状と課題

(1) 長浜市の概況

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。市の東部には、県下第2位の標高を誇る金糞岳（1,317m）があり、南に下ると七尾山につながり、さらに南には、横山丘陵があります。また、金糞岳から東北部には、土倉岳、三国岳、横山岳等の千m級の山々が連なります。

河川は、姉川や高時川、余呉川等がラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に注ぎ、中央には、豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

市の総面積は68,102ha（琵琶湖を含む）で、その内森林面積37,294ha、総面積の約55%を占め、その内訳は、私有林32,479ha、公有林1,517ha、国有林3,298haとなっています。



長浜市の位置関係図



写真：里山林と琵琶湖

(2) 長浜市の森林の現状と課題

<奥山林>

河川の上流域にある奥山林は、天然のスギを交えたブナやミズナラ林等の豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として、水源涵養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。

このような貴重な動植物や生態系が存在する森林や、積極的な利用目的がない天然林については、**水質を浄化する「水源涵(かん)養機能」や、雨水を吸収して一時的に蓄え徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和する「山地災害防止機能／土壤保全機能」、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する「生物多様性保全機能」等の多面的機能の維持と発揮を目的とした環境林として引き続き維持・管理していくことが必要です。**

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

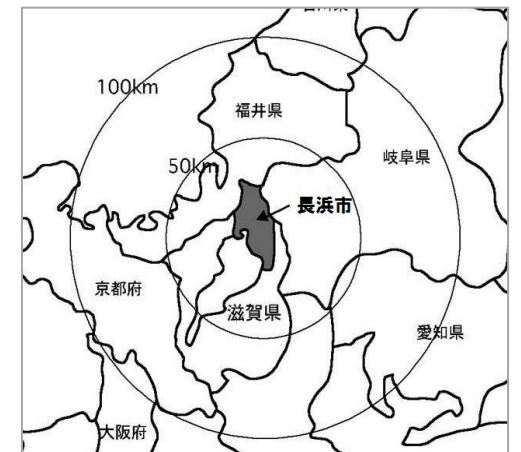
2. 長浜市の現状と課題

(1) 長浜市の概況

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。市の東部には、県下第2位の標高を誇る金糞岳（1,317m）があり、南に下ると七尾山につながり、さらに南には、横山丘陵があります。また、金糞岳から東北部には、土倉岳、三国岳、横山岳等の千m級の山々が連なります。

河川は、姉川や高時川、余呉川等がラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に注ぎ、中央には、豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

市の総面積は68,102ha（琵琶湖を含む）で、その内森林面積37,289ha、総面積の約55%を占め、その内訳は、私有林32,474ha、公有林1,518ha、国有林3,298haとなっています。



長浜市の位置関係図



写真：里山林と琵琶湖

(2) 長浜市の森林の現状と課題

<奥山林>

河川の上流域にある奥山林は、天然のスギを交えたブナやミズナラ林等の豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として、水源涵養機能を発揮させる重要な役割を果たしています。

このような貴重な動植物や生態系が存在する森林や、積極的な利用目的がない天然林については、雨水を吸収して一時的に蓄え徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和する「山地災害防止機能／土壤保全機能」や、水質を浄化する「水源涵養機能」、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する「生物多様性保全機能」等の多面的機能の維持と発揮を目的として維持・管理していくことが必要です。

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

＜人工林＞

本市の人工林では、戦後の復興等の木材需要に応えるため、政府が行った「拡大造林政策」に基づいて、スギ・ヒノキを中心に造林が進められ、林業生産活動が行われてきました。しかし、森林所有者の高齢化や林業労働者の減少、木材価格の低迷等多くの要因が重なり、適正な時期に保育や間伐等の森林整備が行われず、放置された人工林が数多く見られるようになりました。

令和4年（2022年）現在、本市の人工林のうち、手入れが必要な森林（45年生以下）は23%（3,079ha）であり、木材等として利用が可能な森林（46年生以上）は77%（10,159ha）となっています。

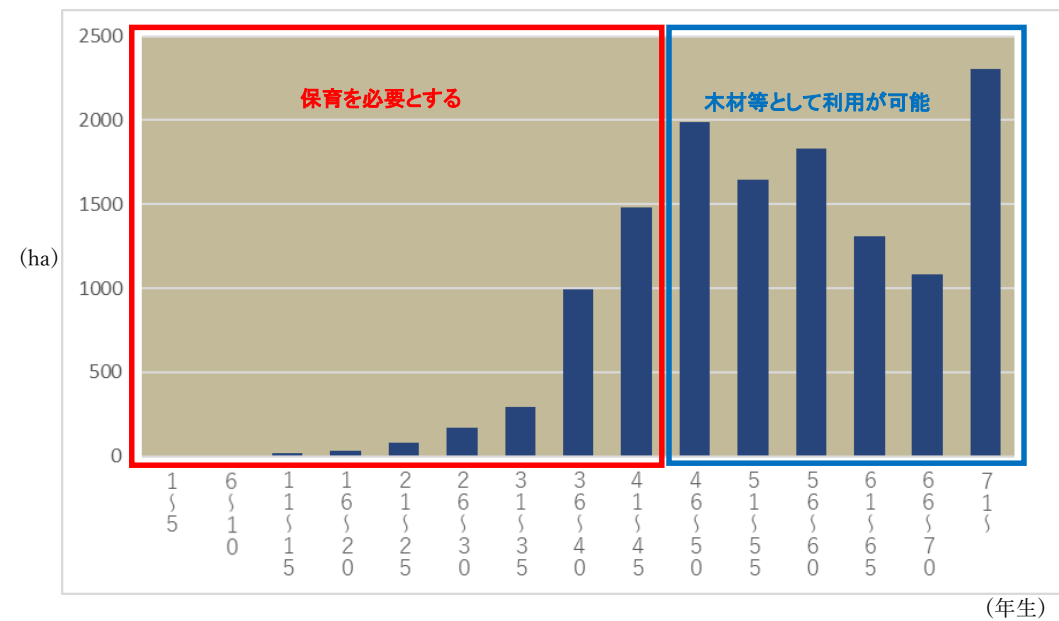
また、本市は、県南部と比べると日照時間が短く、積雪量が多いため、ヒノキよりも生長が早いスギが多く植栽されました。そのため現在の本市の人工林では、スギが90%以上を占めています。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的機能の発揮を通じて、私たち市民に大きな恩恵をもたらしています。こうした多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、人工林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことも必要です。

このような現状を踏まえて、材木の生育が良好な森林であって、地形・地理等立地条件から効率的な施業が可能で、かつ公益的機能の発揮に支障が生じない施業が可能な人工林においては、効率的な作業システムによる木材生産に取り組み、循環林として持続可能な森林経営をめざすことが必要です。

また、立地条件や公益的機能の発揮に支障ない施業が困難な人工林においては、木材生産機能以外の多面的機能の発揮の検討や、環境林として針広混交林化の検討が必要です。

〔人工林の林齢別面積〕



資料：森林簿（令和4年度）から集計

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

＜人工林＞

本市の人工林では、戦後の復興等の木材需要に応えるため、政府が行った「拡大造林政策」に基づいて、スギ・ヒノキを中心に造林が進められ、林業生産活動が行われてきました。しかし、森林所有者の高齢化や林業労働者の減少、木材価格の低迷等多くの要因が重なり、適正な時期に保育や間伐等の森林整備が行われず、放置された人工林が数多く見られるようになりました。

令和元（2019）年現在、本市の人工林のうち、手入れが必要な森林（45年生以下）は42%（5,262ha）であり、木材等として利用が可能な森林（46年生以上）は58%（7,252ha）となっています。

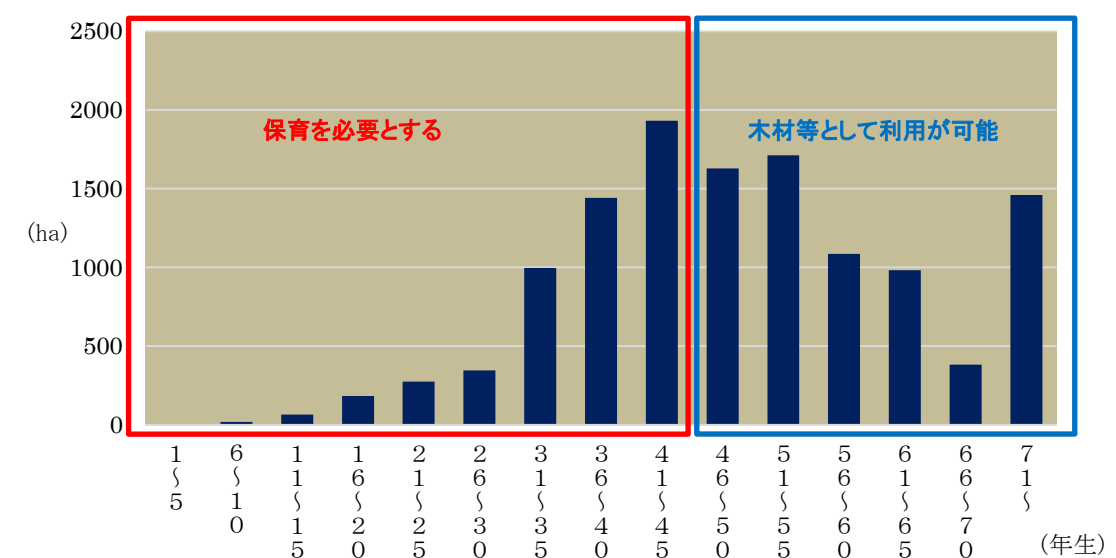
また、本市は、県南部と比べると日照時間が短く、積雪量が多いため、ヒノキよりも生長が早いスギが多く植栽されました。そのため現在の本市の人工林では、スギが90%以上を占めています。

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的機能の発揮を通じて、私たち市民に大きな恩恵をもたらしています。こうした多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、人工林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことも必要です。

このような現状を踏まえて、材木の生育が良好な森林であって、地形・地理等立地条件から効率的な施業が可能で、かつ公益的機能の発揮に支障が生じない施業が可能な人工林においては、効率的な作業システムによる木材生産に取り組み、持続可能な森林経営をめざすことが必要です。

また、立地条件や公益的機能の発揮に支障ない施業が困難な人工林においては、木材生産機能以外の多面的機能の発揮の検討や、天然林化の検討が必要です。

〔人工林の林齢別面積〕



資料：森林簿（令和元年度）から集計

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

〔森林（人工林）の適切な管理に向けて〕



出典：林野庁「森林・林業白書」

<里山林>

里山林は、かつて薪等の家庭用燃料や農業に必要な肥料・飼料の採取場所として、生活に欠かせないものでした。しかし、拡大造林の時期と重なった「燃料革命」により家庭燃料は、木炭や薪から電気・ガス・石油に大きく切り替わり、里山林は放置されるようになりました。放置され利用されなくなった里山林は、藪化し、シカやイノシシの棲息地となり、森林だけではなく、田畑にも大きな被害をもたらすようになりました。

このため、里山林の整備に当たっては、大木の保護に偏らず、伐って活用することが森林病害虫の防除にもつながることや、シカ等による下層植生の食害による土砂流出の危険性増大への対策等の観点も踏まえて取り組むことも必要です。

一方で、森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、山村地域の過疎化や高齢化が進む中で、里山林の保全管理を進めるためには、市民が**特用林産物等の生産や、森林空間を利用した新たな森林資源の活用など**、森林資源を活用しながら持続的に里山林と関わる仕組みをつくることも必要です。

■ 第2 長浜市の森林・林業の現状

〔森林（人工林）の適切な管理に向けて〕



出典：令和元年版森林・林業白書

<里山林>

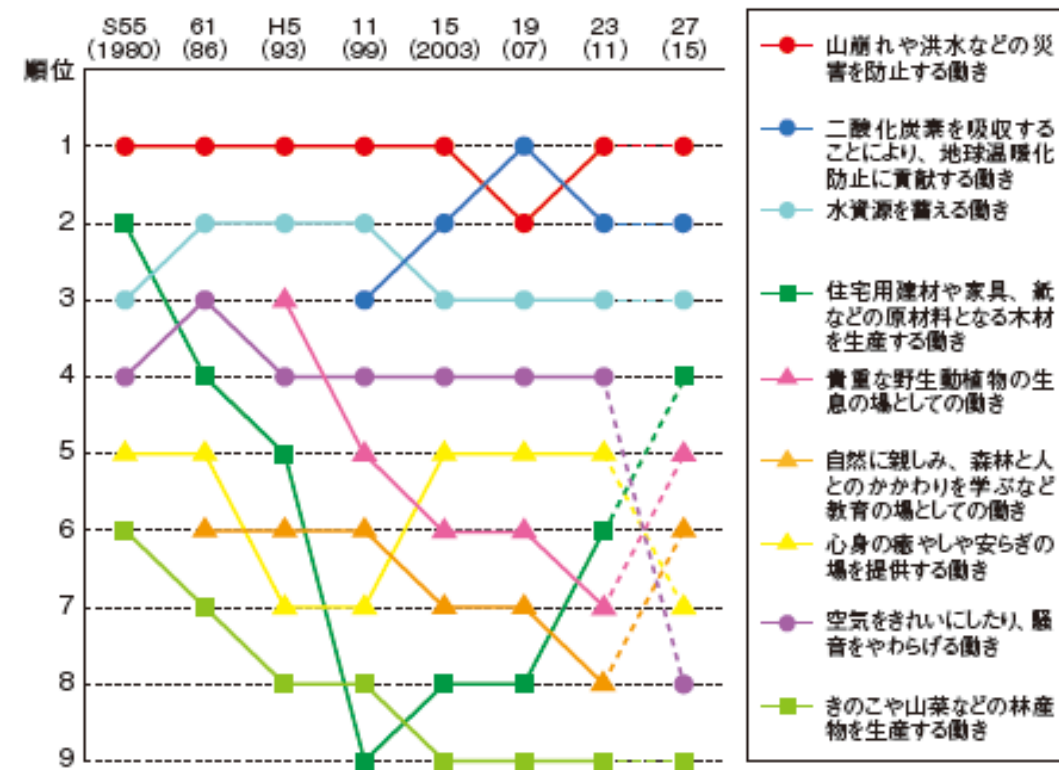
里山林は、かつて薪等の家庭用燃料や農業に必要な肥料・飼料の採取場所として、生活に欠かせないものでした。しかし、拡大造林の時期と重なった「燃料革命」により家庭燃料は、木炭や薪から電気・ガス・石油に大きく切り替わり、里山林は放置されるようになりました。放置され利用されなくなった里山林は、大木化しナラ枯れやマツ枯れ等の森林病害虫による被害が発生し、森林の機能の低下を招きました。また、藪化した里山林は、シカやイノシシの棲息地となり、森林だけではなく、田畑にも大きな被害をもたらすようになりました。

このため、里山林の整備に当たっては、大木の保護に偏らず、伐って活用することが森林病害虫の防除にもつながることや、シカ等による下層植生の食害による土砂流出の危険性増大への対策等の観点も踏まえて取り組むことも必要です。

一方で、森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、山村地域の過疎化や高齢化が進む中で、里山林の保全管理を進めるためには、市民が森林資源を活用しながら持続的に里山林と関わる仕組みをつくることも必要です。

トピックス 3

◆森林に期待する役割の変遷



出典：林野庁「森林・林業白書」

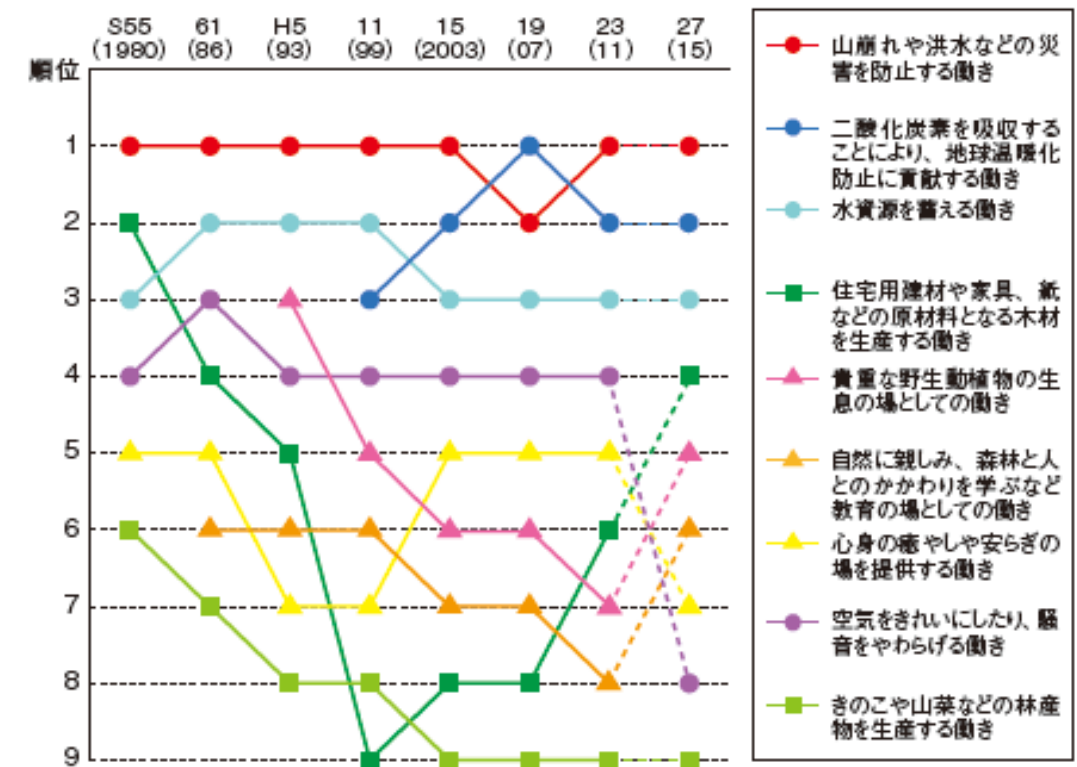
◆森林の有する多面的機能



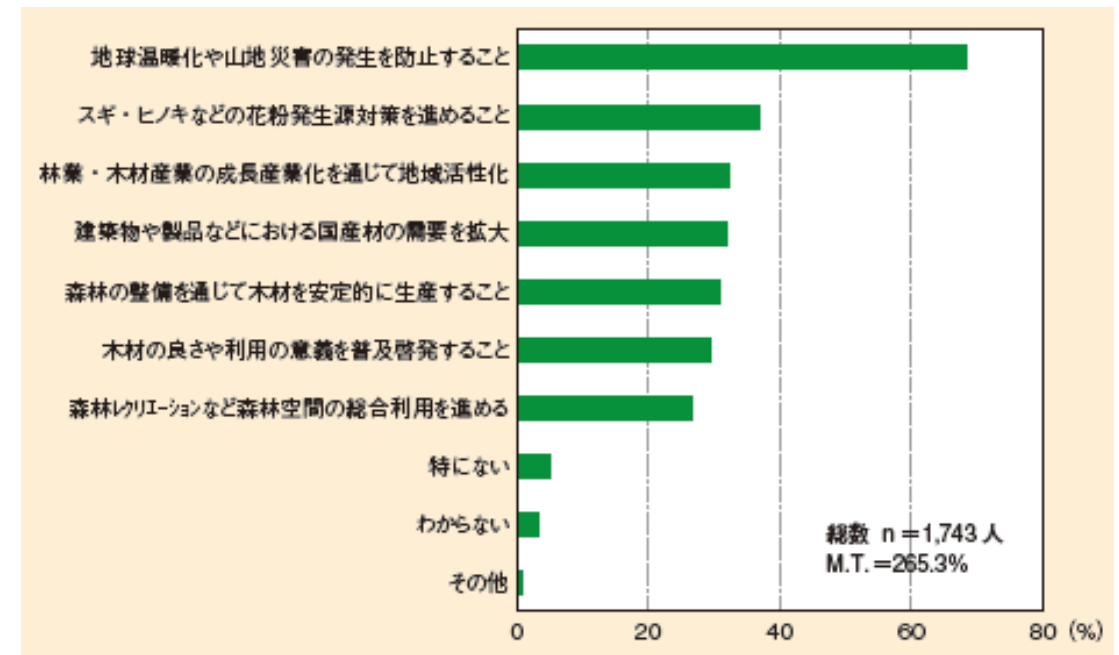
トピックス 4

◆森林の働きおよび森林・林業施策に対する国民の期待

○森林に期待する役割の変遷



○森林・林業政策に期待すること（平成30年実施の世論調査）



出典：令和元年版森林・林業白書

トピックス 4

◆谷口林業地

谷口地域（谷口町）は、森林面積92haのほか、自給する程度の田畑しかなく、森林は古くから小面積でも収益が上げられる択伐方式で経営されてきました。

本地域では、明治時代、優良材生産におけるスギの品種に着目し、地元で自生する天然スギや口伝えによるタロウエモンスギから「タネスギ」を選抜し、スギ優良品種「田根1号、2号」の系統分離の基礎を築きました。また、高値で取引されている材種の究明を行い、枝打ちによる年輪幅（2mm）の均整のとれた、色合い豊かな材を作ることに心がけたといわれています。

昭和28（1953）年、京都大学佐藤弥太郎博士が経営状態を調査され、公表されたことにより「谷口林業地」は全国的に知られるようになりました。

◆マタロクスギ

大見地域（木之本町大見）は、明治時代、地域の繁栄は造林以外ないと考えられ、スギ優良品種の育成を志し、地域に自生する天然スギから「マタロクスギ」を選抜しました。また、芯材が赤いことから「又六赤」とも言われるようになり、湖北地方の優良品種として「又六赤」が尊ばれ、スギ在来品種として造林されてきました。また、昭和時代には、本地域で挿し木による優良苗木の大量生産を行うとともに、雪害防止対策から階段造林を取り入れ造林推進にも貢献しました。旧伊香郡内の各神社境内に植栽されたことは有名です。

◆山門水源の森

本市西浅井町の北端に位置する「山門水源の森」は、面積63.5haの大きさを持つ滋賀県所有の保安林です。この森には、ブナ林・アカガシ林・アカマツ-コナラ林・スギ-ヒノキの植林の他に、この森に降った雨水がたまってできた山門湿原があります。この湿原はミズゴケを主とする高層湿原で、約4万年の歴史をもち、泥炭層は6メートルに達しています。ミツガシワ・サギソウ・エゾリンドウ・ヒツジグサ等貴重な植物の宝庫となっています。また、平成7（1995）年に林野庁「水源の森百選」に指定、平成13（2001）年に環境省の「日本の重要湿地500」に認定され、平成20（2008）年にはふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例により「山門湿原ミツガシワ等生育保護地区」に指定されました。

その貴重な森の維持保全と魅力の発信について、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」のボランティアの地道な活動のもと、京阪神、中京等都市部からの来訪者も年々増加傾向にあり、年間4千人を超える人々が訪れています。



谷口林業地（谷口町）



山門水源の森（西浅井町山門）

トピックス 5

◆谷口林業地

谷口地域（谷口町）は、森林面積92haのほか、自給する程度の田畑しかなく、森林は古くから小面積でも収益が上げられる択伐方式で経営されてきました。

本地域では、明治時代、優良材生産におけるスギの品種に着目し、地元で自生する天然スギや口伝えによるタロウエモンスギから「タネスギ」を選抜し、スギ優良品種「田根1号、2号」の系統分離の基礎を築きました。また、高値で取引されている材種の究明を行い、枝打ちによる年輪幅（2mm）の均整のとれた、色合い豊かな材を作ることに心がけたといわれています。

昭和28（1953）年、京都大学佐藤弥太郎博士が経営状態を調査され、公表されたことにより「谷口林業地」は全国的に知られるようになりました。

◆マタロクスギ

大見地域（木之本町大見）は、明治時代、地域の繁栄は造林以外ないと考えられ、スギ優良品種の育成を志し、地域に自生する天然スギから「マタロクスギ」を選抜しました。また、芯材が赤いことから「又六赤」とも言われるようになり、湖北地方の優良品種として「又六赤」が尊ばれ、スギ在来品種として造林されてきました。また、昭和時代には、本地域で挿し木による優良苗木の大量生産を行うとともに、雪害防止対策から階段造林を取り入れ造林推進にも貢献しました。旧伊香郡内の各神社境内に植栽されたことは有名です。

◆山門水源の森

本市西浅井町の北端に位置する「山門水源の森」は、面積63.5haの大きさを持つ滋賀県所有の保安林です。この森には、ブナ林・アカガシ林・アカマツ-コナラ林・スギ-ヒノキの植林の他に、この森に降った雨水がたまってできた山門湿原があります。この湿原はミズゴケを主とする高層湿原で、約4万年の歴史をもち、泥炭層は6メートルに達しています。ミツガシワ・サギソウ・エゾリンドウ・ヒツジグサ等貴重な植物の宝庫となっています。また、平成7（1995）年に林野庁「水源の森百選」に指定、平成13（2001）年に環境省の「日本の重要湿地500」に認定され、平成20（2008）年にはふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例により「山門湿原ミツガシワ等生育保護地区」に指定されました。

その貴重な森の維持保全と魅力の発信について、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」のボランティアの地道な活動のもと、京阪神、中京等都市部からの来訪者も年々増加傾向にあり、年間4千人を超える人々が訪れています。



第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性

- (1) 課題解決に向けた施策の方向性
- (2) 森林環境贈与税の活用の方向性
- (3) 計画の実現に向けて

2. 基本施策

- (1) 多面的機能の発揮に向けた森林づくり
- (2) 森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり
- (3) 効率的な木材生産と森林資源の利用拡大
- (4) 多様な主体による森林づくり

第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性

2. 基本施策

- (1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信
- (2) 市民の協働による森林づくり
- (3) 次代の森林を支える人づくり
- (4) 森林資源の利用拡大
- (5) 効率的な木材生産
- (6) 環境に配慮した多様な森林づくり

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性

(1) 課題解決に向けた施策の方向性

前述のとおり、長浜市の森林は奥山林から人工林、里山林まで分布しており、現状と課題、森林の果たす役割も森林の特性によって異なっています。

そこで、本市の森林・林業を取り巻く現状とこれまでの取組の成果や課題を踏まえ今後の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

◆基本方向

【『守り・育て・活かす』緑豊かな森林づくり】

森林は琵琶湖の水をはぐくみ、市民に多くの恵みを与えてくれます。森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て活用します。

◆基本方針

【森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり】

森林は、琵琶湖の水源涵養^{かん}や生物多様性等多面的な機能を有しているとともに、市民に多くの恵みを与えてくれる森林を未来へ引き継いでいくためには、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくりを行う必要があります。

また、このような市民の暮らしを支える森林を本市のかけがえのない貴重な財産として、森林所有者のみに森林管理を任せるのではなく市民全体で森林を守り、様々な恵みが得られる森林を未来へ引き継ぎます。

この基本方針に基づいて、4つの方針を定めることとします。

◆方針

【方針1】
多面的機能の発揮に向けた森林づくり

【方針2】
森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり

【方針3】
効率的な木材生産と森林資源の利用拡大

【方針4】
多様な主体による森林づくり

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性

◆目指すべき姿

『守り・育て・活かす』緑豊かな森林づくりを目指します

森林は琵琶湖の水をはぐくみ、市民に多くの恵みを与えてくれます。森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て活用します。



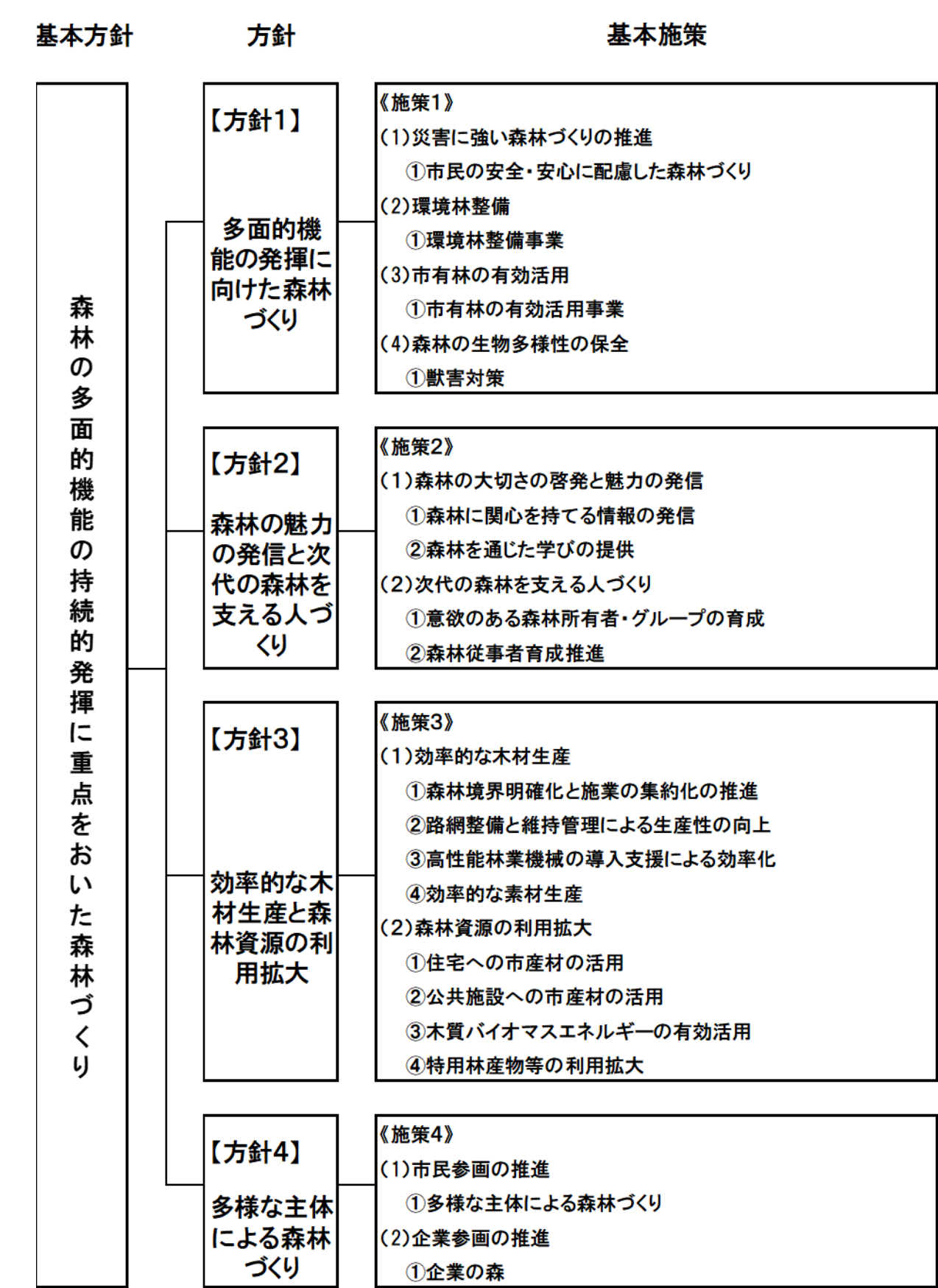
◆基本方針

森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくりを推進します
～森林は市の貴重な財産として、市民全体で森林を守り、
様々な恵みを得られる森林を未来へ引き継ぎます～

森林は、琵琶湖の水源涵養^{かん}や生物多様性等多面的な機能を有しているとともに、市民に多くの恵みを与えてくれる森林を未来へ引き継いでいくためには、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくりを行う必要があります。

また、このような市民の暮らしを支える森林を本市のかけがえのない貴重な財産として、森林所有者のみに森林管理を任せるのではなく市民全体で森林を守り、様々な恵みが得られる森林を未来へ引き継ぎます。

《施策の体系》



◆基本施策

(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信

森林の有する多面的な機能等森林の重要性について、市民のみなさんの理解を深め関心を高めていただける取組を推進します。

(2) 市民の協働による森林づくり

森林づくり団体、市民団体、森林所有者、企業等が主体的かつ協働により里山の保全活動を実践されることを支援するとともに、森林の整備、林業の振興と山村の活性化を一体的に推進します。

(3) 次代の森林を支える人づくり

様々な世代で森林環境学習が進められ、森林の重要性が広く認識されるとともに、森林づくりを支える人材の確保・育成を推進します。

(4) 森林資源の利用拡大

本市の森林から産出された木材を公共施設や住宅等、さらには木質バイオマスエネルギーなど多用途に活用するとともに、長浜市産木材の適正な流通が確保されることを推進します。

(5) 効率的な木材生産

森林境界の明確化を進めるとともに、施業の集約化や高性能林業機械による効率的な木材生産を推進します。

(6) 環境に配慮した多様な森林づくり

生物多様性の保全、森林の多面的機能の持続的な発揮、病虫害対策、新たな森林経営管理制度、森林の気象災害、遺跡や史跡に調和した森林等、様々な問題や環境に配慮した森林づくりを推進します。

(2) 森林環境譲与税の活用の方向性

1 森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年（2019年）年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

市町村においては、間伐や路網といった森林整備等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

2 森林環境譲与税の活用方針

長浜市では戦後植林されたスギ、ヒノキなど人工林資源が、育成期から木材としての利用期を迎えています。山村地域の過疎化・高齢化の進行や木材価格の低迷などにより、森林が手入れ不足となり、山腹崩壊など生活環境にも支障を来していることから、間伐や林道の維持修繕といった森林の整備に関する施策を中心に活用しています。

今後につきましても森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進めていきます。

(3) 計画の実現に向けて

1 推進体制

本計画の実現に向けて、各施策を計画的に実施します。
各種施策の実施に当たっては、市民（市民団体・NPO等）、森林組合、事業者、滋賀県等との連携を図りながら進めていきます。

2 進行管理

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、計画（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、施策の改善・見直し（Action）のPDCAサイクル計画での進行管理を行います。また、推進体制、事業の実施方策を改善するとともに、「長浜市森林ディレクション審議会」により施策の実施状況とその効果の確認を行います。

2. 基本施策

【方針1】多面的機能の発揮に向けた森林づくり

- ・近年多発する集中豪雨などによって、山地災害や林道の法面崩壊が発生しています。このため災害の予防と災害発生後の早急な対応を行います。
- また、本市の森林の持つ多面的機能や立地条件などを判断し、生産活動に適さない人工林では、針広混交林化を促進するなど、適切な状態への誘導を図ります。
- ・森林に被害を及ぼしている動物に対して、捕獲や生息環境管理を行うなど、環境に配慮した森林づくりを通じて、多面的機能の発揮に向けた取組を進めます。

《主な現状と対策》

（1）＜災害に強い森林づくりの推進＞

- 近年台風や集中豪雨といった気象災害によって山腹崩壊や林道の法面崩壊が発生し、治山事業や林道修繕工事等による復旧が必要な森林が増加しています。このため、県と連携し山地災害の予防や保安林指定、林道改良工事による適切な維持管理、災害発生後の早急な復旧対応を行います。
- 気象災害によって、道路や電線など重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、市民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生しており、ライフラインを保全するような森林の管理を進めます。
- クマやイノシシ、シカなどが集落に出役する要因の一つに、過疎化や高齢化で里山の手入れが進まず、野生動物の生息域と人里が年々近接していることがあり、森林を伐採し見通しがきくような緩衝帯を整備し、野生動物の生息防止対策を進めます。
- マツ枯れ、ナラ枯れについては、近年収束しつつありますが、必要に応じて樹幹注入等の防除、被害拡大に備えて早期発見に努めます。
- 山林火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶこともあり、山林火災を予防する取組を行います。
- 森林法に基づく伐採届の提出について、森林所有者や伐採事業者の理解が不足しているため一層の周知・指導を行います。

（2）＜環境林整備＞

- 水源涵養や国土の保全等公益的機能を発揮させるため、木材資源として期待できない手入れの遅れた人工林等を針葉樹と広葉樹の混交林化することにより、多様な森林づくりを促進します。

（3）＜市有林の有効活用＞

- 長浜市有林について、調査や資料整理を行うとともに、利活用の検討を進めます。

（6）環境に配慮した多様な森林づくり

本市の森林は、ブナ林に代表される冷温帯の植生からヤブツバキに代表される温暖帯の植生まで、非常に広範囲にわたる植生分布を有しています。これらの豊かな自然植生を保全しながら、長期的な視点のもとに整備の方向性を定め、市民のみなさんの意向に沿った、多様な森林づくりが求められています。

＜天然林の保全と活用＞

【背景と対策】

- 本市の北部には、琵琶湖の水源林としての貴重な天然林があります。この天然林は、本市の自然豊かな独特の景観を形成する森林として保全するとともに、自然の遷移に委ねながら生物多様性の保全に配慮した森林づくりを進めます。
- 「竹生島」のタブノキ林や奥山林等、公益的機能を高度に発揮する「貴重な生態系」について持続的に保全することを推進します。
- 「山門水源の森の湿原」や「トチノキ等の巨木群」等貴重な森林資源を地域の振興に活かせるよう、山村地域の住民との協働により取り組みます。
- 天然林に多く存在する広葉樹の利活用と森林資源を利活用する人材、林家育成に努めます。

＜環境林整備＞

【背景と対策】

- 水源涵養や国土の保全等公益的機能を発揮させるため、木材資源として期待できない手入れの遅れた人工林等を針葉樹と広葉樹の混交林化することにより多様な森林づくりを推進します。

＜遺跡・史跡と調和した森林づくり＞

【背景と対策】

- 本市の森林は、賤ヶ岳、小谷城跡等戦国時代の表舞台となった遺跡や史跡等の文化財が数多くあります。これらの景観形成に森林が担っている役割は大きく、遺跡や史跡等の文化財に調和した森林づくりを推進します。

＜市有林の有効活用＞

【背景と対策】

- 長浜市有林について、調査や資料整理を行うとともに、利活用の検討を進めます。

◆史跡を活かした里山整備 ～丁野山城址・中島城址の山を地域住民の憩いの場に～

本市小谷丁野町は、集落の東に山（小谷城址）、西に岡山（丁野城址・中島城址）を有しています。

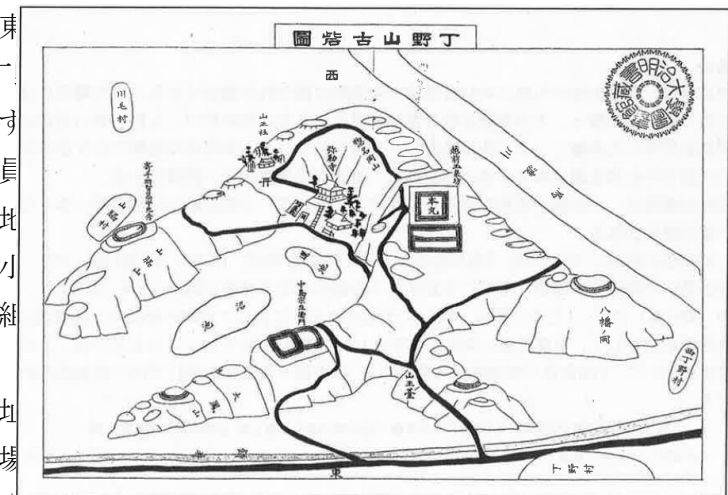
「小谷丁野町里山づくり委員会」は、この史跡を浅井三代の発祥の地として、歴史と文化を継承するため、小谷・岡山の保全・整備活動に取り組まれています。

委員会では岡山の丁野山城址を中心に、住民の憩いの場として、里山を活かせるように、間伐や早稲の

の森林整備に取り組んでいるほか、散策道を整備するとともに桜やつつじ、もみじ等の樹木を植樹し、春・夏・秋に楽しめる里山づくりに取り組んでおられます。

合わせて、城址名の看板や、散策道に休憩用丸太ベンチを設置されているほか、東屋を仮設する等、歴史好きな観光客等も訪れやすいような里山整備に取り組まれています。

また、山林内のクヌギの木を利用してしいたけづくりにも取り組まれており、地域住民の楽しみの一つにもなっています。



丁野山古砦図



遊歩道の整備



つつじの植栽



ホダ木の採取



しいたけ栽培



落ち葉の堆肥づくり

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

(4) <森林の生物多様性の保全>

○近年増加するニホンジカの生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下等大きな影響が出ており、捕獲の推進による森林保全対策を実施します。

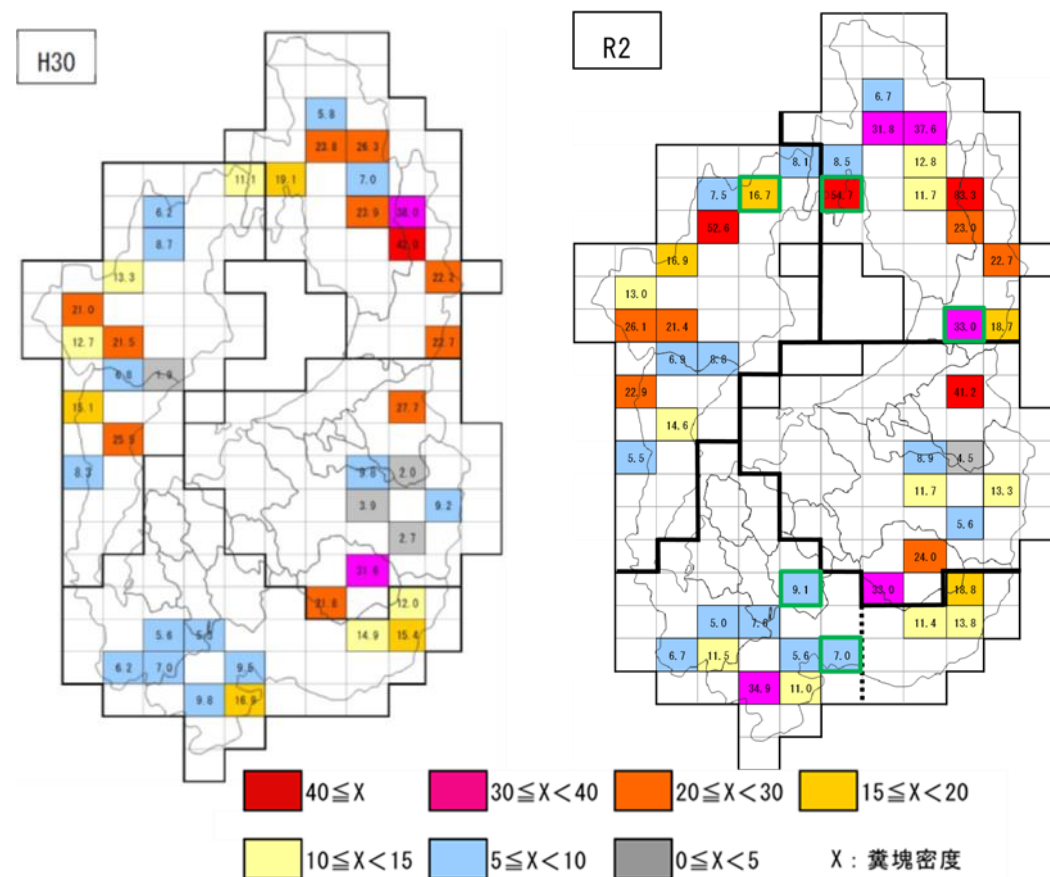
○増加傾向にあるニホンジカの個体数調整に積極的に取り組むため、狩猟者確保の対策と地域、行政、関係団体の連携による捕獲体制の強化を進めます。

○竹生島におけるカワウの生息数は、平成20年度の約30,000羽をピークに、令和5年の生息調査では約3,000羽程度と10分の1以下まで減少してきました。しかし、いまだに多くのカワウが大規模なコロニーを形成しています。また、植生の回復についても、島本来のタブノキ林への回復には、長い年月がかかる状況です。このことから、引き続きカワウの個体数調整を中心に植生の回復に努めます。

○シカ・クマ等の野生動物の林業被害を防ぐため、テープ巻きや防護柵等による予防対策を促進します。



シカによる剥皮被害
(西浅井町集福寺)



ニホンジカ地域別黄塊密度 (調査メッシュの平均)

資料：滋賀県「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」より

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

<松くい虫およびナラ枯れ被害対策>

○松くい虫による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めるとともに、防除対策の重点化を図ることとし、森林の景観や環境を保全するため将来において保存する必要のある松林に、樹幹注入等の防除を推進します。

○ナラ枯れ被害については、近年被害が収束しつつありますが、その早期発見および早期駆除に努めることとします。

<獣害対策>

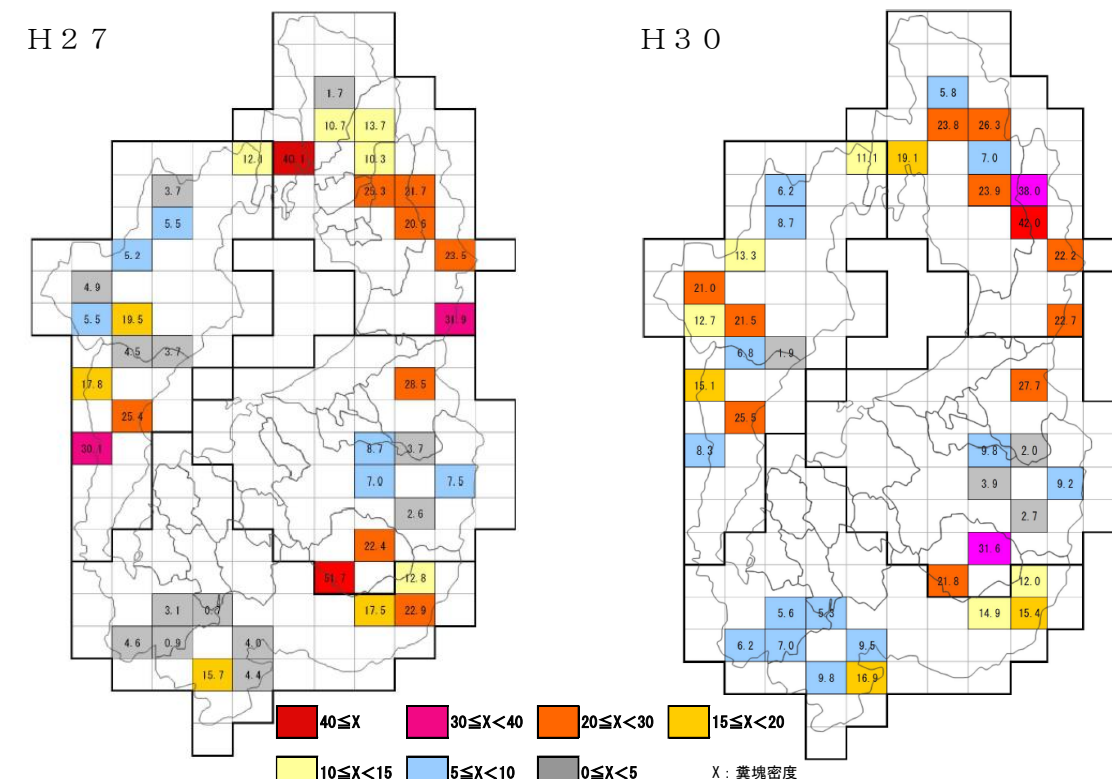
○シカ・クマ等の野生動物の林業被害を防ぐため、テープ巻きや防護柵等による予防対策を進めます。

○近年増加するニホンジカの生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下等大きな影響が出ており、捕獲の推進による森林保全対策を実施します。

○増加傾向にあるニホンジカの個体数調整に積極的に取り組むため、狩猟者確保の対策と地域、行政、関係団体の連携による捕獲体制の強化を進めます。



シカによる剥皮被害
(西浅井町集福寺)



ニホンジカ地域別黄塊密度 (調査メッシュの平均)

資料：滋賀県「平成30年度森林動物行動圏等調査事業報告」より

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 災害に強い森林づくりの推進	
①市民の安全・安心に配慮した森林づくり	
山地災害危険地区等の災害の未然防止	山地災害危険地区等について、緊急度や市民生活への影響度の高いものから、治山事業の実施を滋賀県等関係機関と連携して予防・早期復旧を行います。
林道の維持管理、早期の復旧対策	・林道の安全な通行を確保するため適切な維持管理を行います。 ・大雨や台風および降雪により被災した林道については、林道の改良工事や災害復旧工事により早期の通行を確保します。
滋賀県災害に強い森林づくり事業	・重要な生活基盤の関連施設等に隣接し、風倒木被害による重大な影響を生じる恐れのある森林の予防伐採を進めます。 ・野生獣の生息防止を目指した、枯損マツ、ナラ等の伐倒、上層僕の抜伐り、侵入竹の伐採および処分を進めます。
森林病虫害対策	マツ枯れ・ナラ枯れ被害については、近年被害が収束しつつありますが、必要に応じて樹幹注入等の防除、被害拡大に備えて早期発見に努めます。
山林火災対策	山林火災予防の広報活動を適時適切に行い、未然防止を基本とした対策を行います。
伐採届出制度	伐採届について、市のホームページや広報を通じて、森林計画制度の周知徹底を図り、適正な伐採届の提出を促進し、伐採跡地を適正に管理するよう指導を行います。
(2) 環境林整備	
①環境林整備事業	
環境林整備事業	道から距離があり採算が合わない等の理由により放置された人工林において、間伐対象木・本数率で20%以上の間伐および林地保全のため簡易施設の設置等を促進します。
(3) 市有林の有効活用	
①市有林有効活用事業	
市有林有効活用事業	・地域おこし協力隊や新規参入者（講習参加者）のフィールドとして提供するなど、市有林を有効に活用します。 ・地域住民が親しむための森づくりを地元と連携して進め、森林の空間利用を促進する。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

＜竹生島の照葉樹林の保全とカワウ対策＞

- 全国で最大級のカワウのコロニーが形成されている竹生島では、カワウの営巣に伴う樹木の枯損、枯死等深刻な森林被害が発生しています。地域、行政、関係団体が連携し、カワウの個体数調整（銃器捕獲）や植林等を実施し、竹生島の照葉樹林を再生し、生物多様性の保全をめざします。

＜自然災害等＞

- 集中豪雨や雪害等の自然災害、土砂災害に強い多様な森林づくりを進めます。また、被害が発生した場合は、滋賀県等関係機関と連携して早期に復旧対策を進めます。
- 災害に対応した林道や作業道等の路網整備を図り適切な維持管理に努めます。
- 人家と山が近接している危険地域の森林整備を推進します。
- 災害が発生した場合の森林境界の復元に向けた対策を推進します。

【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①天然林の保全と活用	
タブノキ林保全再生事業	竹生島タブノキ林の保全再生に向けて、タブノキの植樹するとともに、植樹地の管理（草刈り、整備）、カワウの捕獲、植生被害モニタリング調査等を実施する。
②環境林整備	
環境林整備事業	道から距離があり採算が合わない等の理由により放置された人工林において、間伐対象木・本数率で20%以上の間伐および林地保全のため簡易施設の設置等を実施する。
③遺跡・史跡と調和した森林づくり	
長浜市森林多面的機能推進事業（再掲）	多面的機能の一つである文化機能の発揮支援。史跡・名勝等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林において、文化機能の維持増進を図る森林として整備や保全を推進するもの。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

(4) 森林の生物多様性の保全

① 獣害対策

ニホンジカ対策	森林においては、過度な採食による植生の衰退も見られ、このような状態が続けば農林業だけでなく森林植生の衰退による土砂の流出等の公益機能の低下や自然生態系そのものにさらに深刻な影響を及ぼすことが予想されるため、生息数や被害状況を適切に把握しつつ、捕獲を実施します。
竹生島のカワウ対策	竹生島タブノキ林の保全再生に向けた、モニタリング・カワウの捕獲を行います。
鳥獣害防止施設等整備事業	スギ・ヒノキ等の人工林において、テープを巻くことでシカ・クマ等による剥皮被害を防止し、森林資源の保全を促進します。

《基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 災害に強い森林づくりの推進			
① 市民の安全・安心に配慮した森林づくり			
山地災害危険地区等の災害の未然防止	治山事業実施数	5 か所	毎年度 5 か所以上
林道の維持管理、早期の復旧対策	林道維持増進 工事路線数	30 路線	毎年度 30 路線以上
(4) 森林の生物多様性の保全			
① 獣害対策			
ニホンジカ対策	捕獲数	3,926 頭	毎年度 4,000 頭以上



山腹崩壊の状況



倒木の被害状況

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

④ 市有林の有効活用

市有林有効活用事業	・市有林に存在する木材については、素材生産ではなく個別の樹種の特徴を活かした、付加価値のある商品化を検討する。 ・地域おこし協力隊や新規参入者（講習参加者）のフィールドとして提供する。 ・地域住民が親しむための森づくりを地元と連携して進め、森林の空間利用を促進する。
-----------	---

⑤ 松くい虫被害対策

松林健全化促進事業	松くい虫による被害を未然に防ぐため樹幹注入を実施する。また、被害が多い地域は、松くい虫の被害の拡大を防止するため、被害林の伐倒や薬剤処理を行う。
-----------	--

⑥ 獣害対策

鳥獣害防止施設等整備事業	スギ・ヒノキ等の人工林において、テープを巻くことでシカ・クマ等による剥皮被害を防止し、森林資源の保全を図る。
ニホンジカ対策	ニホンジカの捕獲

⑦ 自然災害等

災害に強い森林づくり事業	・人家等に危険を及ぼす危険木の伐倒 ・里山の防災機能を低下させている込み過ぎた上層木の抜伐り、異常侵入竹等の伐倒 ・山地災害危険地区内での簡易な里山防災施設の整備 ・防災整備や管理に必要な里山内の簡易な作業歩道・作業路の整備
--------------	---

【指標】

施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
① 天然林の保全と活用			
タブノキ林保全再生事業	植樹本数	—	毎年度 40 本以上
② 環境林整備			
環境林整備事業	実施面積	57 ha	毎年度 60 ha 以上

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

③遺跡・史跡と調和した森林づくり			
長浜市森林多面的機能推進事業	支援団体数	—	毎年度1団体以上
④市有林の有効活用			
市有林有効活用事業	事業実施回数	—	毎年度5回以上
⑤松くい虫被害対策			
松林健全化促進事業	対象木の地区数	1地区	毎年度1地区
⑥獣害対策			
鳥獣害防止施設等整備事業	実施面積	107ha	毎年度120ha以上
ニホンジカ対策	捕獲数	3,007頭	毎年度3,500頭以上
⑦自然災害等			
災害に強い森林づくり事業	実施面積	3ha	毎年度5ha以上



横山岳（木之本町杉野）

【方針2】森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり

- ・森林は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の多面的機能を有しており、各機能を高度かつ持続的に発揮させることにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に結びついています。このような森林に対する市民の関心や理解が深まるよう啓発や情報発信を行います。
- ・本市の森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぐためには、森林づくりの重要性を理解する市民を、様々な世代で育てる必要があります。また、森林の整備を適切に行うためには、意欲ある森林所有者や林業技術を有する林業従事者が必要であり、これら人材の育成を進めます。

(1) ＜森林の大切さの啓発と魅力の発信＞

《主な現状と課題》

- 市民生活と森林との関わりが希薄になっていることから、身近な森林に対する市民の関心は薄れています。
- 風景として眺める森林は数多くありますが、気軽に森林内に入り、さわやかな空気や樹木の香りを感じられる森林が少ないため、森林の様子を知る機会が減っています。
- 森林に最も身近な山村部においても、森林所有者の高齢化や森林の境界や場所が不明瞭となり森林に行くことが少なくなり、森林との関わりが失われてきています。
- 森林に関するイベントやツアーが徐々に増えてはいますが、気軽に森林体験をする機会は少ない状況です。
- 近年、子どもから大人を対象にした「木育」の教育活動が注目されています。
- 様々な世代が参加できる森林環境学習の機会が十分でないと考えられます。

《対策》

＜森林に関心を持てる情報の発信＞

- 市民の森林に対する関心度は多段階であり、市民のニーズを常に把握する仕組みづくりと各関心度の段階に対応した広報手段を検討し啓発を行います。
- 森林の大切さや魅力、森林・林業の現状等を多様な情報ツールを活用しながら、情報を発信していきます。
- もっと多くの市民に森林が有する多面的機能や森林の持つ役割等について理解を深めていただけるよう、里山林の整備やイベント等を通じて啓発していきます。

2. 基本施策

(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信

森林は、水源涵^{かん}養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の多面的機能を有しており、各機能を高度かつ持続的に発揮させることにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に結びついています。このような森林に対する市民の関心や理解が深まるよう啓発や情報発信が求められています。

【背景・問題】

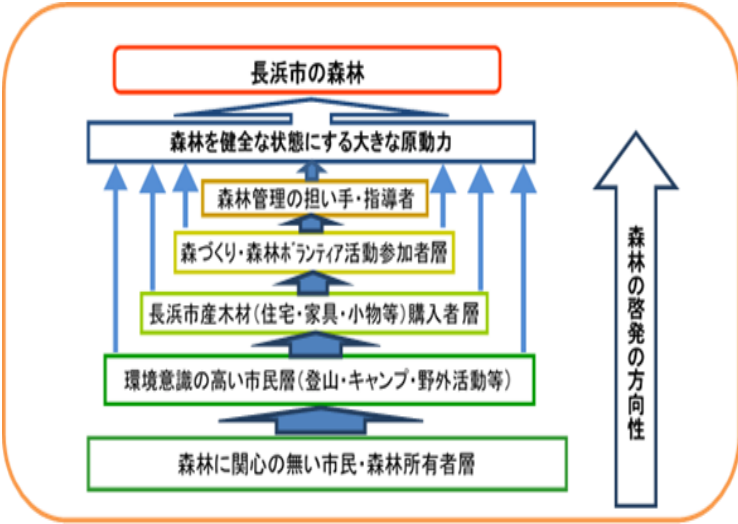
- 地球温暖化や気候変動の影響に伴う集中豪雨の増加等により、山林災害が多発しており、市民の環境意識が高まっています。一方、市民生活と森林との関わりが希薄になっていることから、身近な森林に対する市民の関心は薄れています。
- 風景として眺める森林は数多くありますが、気軽に森林内に入り、さわやかな空気や樹木の香りを感じられる森林が少ないため、森林の様子を知る機会が減っています。
- 森林に最も身近な山村部においても、森林所有者の高齢化や森林の境界や場所が不明瞭となり森林に行くことが少なくなり、森林との関わりが失われてきています。
- 森林に関するイベントやツアーが徐々に増えてはいますが、気軽に森林体験をする機会はまだまだ少ない状況です。
- 林業に関する講習会を毎年実施していますが、森林所有者の参加は多くなく、森林所有者自身に林業の知識や技術を習得していただくことは困難な状況です。
- 国産材利用を拡大していくための国民運動として「木づかい運動」が展開されており、その一環として、子どもから大人を対象に木材の良さや利用の意義を学ぶための取組が求められています。
- 近年、子どもから大人を対象にした「木育」の教育活動が注目されています。

【対策】

- 市民の森林に対する関心度は多段階であり、市民のニーズを常に把握する仕組みづくりと各関心度の段階に対応した広報手段を検討し啓発を進めます。
- 森林の大切さや魅力、森林・林業の現状等を多様な情報ツールを活用しながら、情報を発信していきます。
- もっと多くの市民に森林が有する多面的機能や森林の持つ役割等について理解を深めていただけるよう、里山林の整備やイベント等を通じて啓発していきます。
- 教育施設で木材が身近に感じられる木製品の導入や施設整備を推進するほか、様々な世代を対象に、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を啓発していきます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

- 森林トレッキングや森林浴等の楽しみながら森林を体験できるイベントを推進し、安全で気軽に楽しめる生活環境保全林や森林施設を整備し情報を提供します。
- 本市の森林は、近畿1,450万人の水利を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、県が制定した「びわ湖水源のもりの日」「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に、市民や下流域の水利利用者に対し、琵琶湖を守る森林の大切さの普及を推進します。



＜森林を通じた学びの提供＞

- 教育施設で木材が身近に感じられる木製品の導入や森林体験を推進するほか、様々な世代を対象に、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を啓発していきます。
- 本市内の小学4年生を対象に、本市高山町の高山キャンプ場等で森林環境学習「やまのこ」事業を引き続き実施するとともに、森林の働きや水源地の観察等の学習プログラムの充実を図ります。
- 学習機会の情報発信強化を推進します。
- 教育現場への支援対策と指導者の育成に努めます。
- 「やまのこ」卒業生のフォローアップや親子で参加できる森林環境学習を推進します。
- 緑の少年団が行う「緑を愛し、緑を守り育てる」目的の学習会や体験活動等を支援します。
- 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、山門水源の森、生活環境保全林、市有林等の活用を進めます。



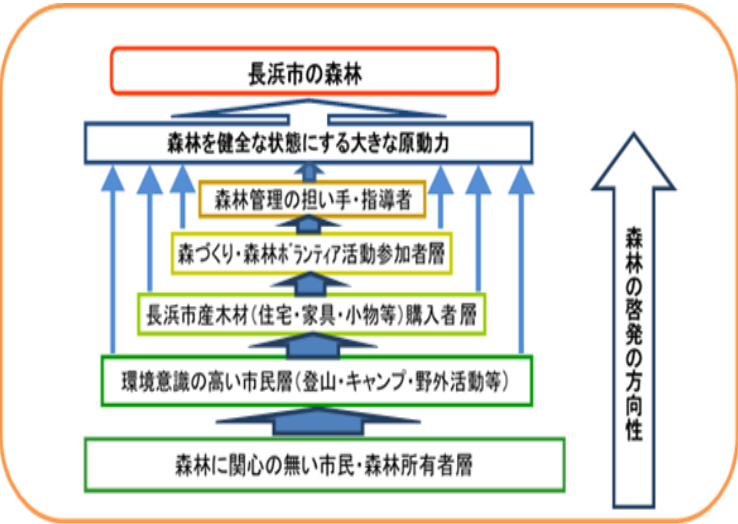
森林環境学習「やまのこ」

＜今後の主な取組＞

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信	
①森林に関心を持てる情報の発信	
広報媒体による森林・林業の情報の発信	広報ながはま、本市ホームページ等を通じて森林の多面的機能等の情報や、森林整備の手法等を発信します。
森林多面的機能に関するイベントの開催や支援	市民が森林の有する多面的機能に対する理解や関心を高められるイベント等の開催を支援します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

- 森林トレッキングや森林浴等の楽しみながら森林を体験できるイベントを推進し、安全で気軽に楽しめる生活環境保全林や森林施設を整備し情報を提供します。
- 本市の森林は、近畿1,450万人の水利を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、県が制定した「びわ湖水源のもりの日」「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に、市民や下流域の水利利用者に対し、琵琶湖を守る森林の大切さの普及を推進します。



【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①広報・イベントの開催	
広報媒体による森林・林業の情報の発信	広報ながはま、本市ホームページ等を通じて森林の多面的機能等の情報や、森林整備の手法等を発信する。
森林多面的機能に関するイベントの開催や支援	市民が森林の有する多面的機能に対する理解や関心を高められるイベント等の開催を支援する。
②木育の推進	
木育活動支援事業	子ども達が幼いころから木や森に触れ合うことで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

②森林を通じた学びの提供	
木育活動支援事業	子ども達が幼いころから木製おもちゃに触れ合うことや、木を使って楽しむ体験をすることで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める取組を進めます。
森林環境学習「やまのこ」事業	子どもたちの森林への理解と関心を深めるため、小学校4年生を対象に森林環境学習施設において体験学習等を行う。
緑の少年団事業	「緑を愛し、緑を守り育てる」目的で活動している緑の少年団を支援します。
長浜の自然と森に親しむ体験交流事業	山門水源の森や奥びわ湖桜並木をはじめとする地域資源を活用し、交流人口の増加や自然環境教育の推進を行います。

《基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信			
①森林に関心を持てる情報の発信			
森林の多面的機能の周知に関するイベント等の開催や支援	イベント等の開催・支援数	4回	毎年度2回以上
②森林を通じた学びの提供			
森林環境学習「やまのこ」事業	活動学校数	26校	毎年度26校

(2) <次代の森林を支える人づくり>

《主な現状と課題》

- 林業研究グループは、優良材生産のための施業技術の研究や技術の伝承等様々な活動を行ってきましたが、高齢化にともない会員数が減少し、地域の森林づくり活動の減衰が危惧されます。
- 過疎化の進行に伴い不在村森林所有者が増加しています。また、林業経営の採算性悪化により森林所有者の森林管理・経営意欲が減退しています。
- 林業に関する講習会を毎年実施していますが、森林所有者の参加は多くなく、森林所有者自身に林業の知識や技術を習得していただくことは困難な状況です。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

【指標】

施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
①広報・イベントの開催			
広報媒体による森林・林業の情報の発信	広報紙や本市ホームページ等への掲載数	5回	毎年度5回以上
森林の多面的機能の周知に関するイベント等の開催や支援	イベント等の開催・支援数	1回	毎年度1回以上
②木育の推進			
木育活動支援事業	体験活動の実施回数	—	毎年度2回以上

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

○本市の森林は保育・間伐等の施業を行う必要がある森林が多いにも関わらず、林業従事者の高齢化により労働力が不足してきています。また、依然として労働災害発生率が全産業平均よりも高い水準にあるため、労働環境の整備等が課題となっています。

《対策》

＜意欲のある森林所有者・グループの育成＞

- 県・市・森林組合が連携して森林所有者に働きかけ、指導林家や林業研究グループ等の協力を得ながら、森林所有者の森林管理・経営意欲を喚起します。
- 林業研究グループの活動が充実し、幅広い年代の会員が増加するよう支援します。

＜森林従事者育成推進＞

- 林業従事者の森林経営の知識や実践につながる森林施業の養成講座の開催を支援します。
- 林業のすそ野を広げられるよう、林業機械の安全な操作について講座を開催し支援します。
- 集約化（団地化）施業と融合した、中山間地の生活スタイルに沿った自伐型林業（副業型）による雇用創出を進めます。

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 次代の森林を支える人づくり	
①意欲ある森林所有者・グループの育成	
林研グループ育成事業	森林・林業の知識や技術の普及・研究活動を通じた人材育成を行う林業研究グループ等の人材育成活動を支援します。
②林業従事者育成推進	
林業育成・体験講座の開催	・林業のすそ野を広げられるよう、林業機械の操作について講座等を開催します。 ・市内の森づくりの担い手や森林活動団体等を対象に、伐採や搬出作業、作業道敷設等、実践につながる森林施業の養成講座を開催します。
林業従事者育成推進事業	「地域おこし協力隊」により、本市における自伐型林業等のモデルづくりに取組みます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

(3) 次代の森林を支える人づくり

本市の森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぐためには、森林づくりの重要性を理解する市民を、様々な世代で育てる必要があります。また、森林の整備を適切に行うためには、意欲ある森林所有者や林業技術を有する林業従事者が必要であり、これら人材の育成が望まれています。

＜市民への森林環境学習＞

【背景・問題】

○様々な世代が参加できる森林環境学習の機会が十分でないと考えられます。

【対策】

- 本市内の小学4年生を対象に、本市高山町の高山キャンプ場等で森林環境学習「やまのこ」事業を引き続き実施するとともに、森林の働きや水源地の観察等の学習プログラムの充実を図ります。
- 学習機会の情報発信強化を推進します。
- 教育現場への支援対策と指導者の育成に努めます。
- 「やまのこ」卒業生のフォローアップや親子で参加できる森林環境学習を推進します。
- 緑の少年団が行う「緑を愛し、緑を守り育てる」目的の学習会や体験活動等を支援します。
- 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、山門水源の森、生活環境保全林、私有林等の活用を進めます。



森林環境学習「やまのこ」

＜意欲ある森林所有者・グループの育成＞

【背景・問題】

- 過疎化の進行に伴い不在村森林所有者が増加しています。また、林業経営の採算性悪化により森林所有者の森林管理・経営意欲が減退しています。
- 林業研究グループは、優良材生産のための施業技術の研究や技術の伝承等様々な活動を行っていましたが、高齢化にともない会員数が減少し、地域の森林づくり活動の減衰が危惧されます。

【対策】

- 森林所有者の責任として、所有している森林の境界や状況を把握するため、自ら森林へ出向くよう喚起・啓発します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(2) 次代の森林を支える人づくり ②林業従事者の育成推進			
林業育成・体験講座の開催	講習会開催数	7回	毎年度7回以上
林業従事者育成推進事業	林業地域おこし協力 隊員（在籍者）数	4人	3人

《目標とする指標》

目標達成指標名称	現状値 (R5)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
林業就業者の増加	58人	58人	58人

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

- 県・市・森林組合が連携して森林所有者に働きかけ、指導林家や林業研究グループ等の協力を得ながら、森林所有者の森林管理・経営意欲を喚起します。
- 集約化（団地化）施業と融合した、中山間地の生活スタイルに沿った自伐型林業（副業型）による雇用創出を進めます。
- 林業研究グループの活動が充実し、幅広い年代の会員が増加するよう支援します。

＜林業従事者の育成＞

【背景・問題】

- 本市の森林は保育・間伐等の施業を行う必要がある森林が多いにも関わらず、林業従事者の高齢化により労働力が不足してきています。また、依然として労働災害発生率が全産業平均よりも高い水準にあるため、労働環境の整備等が課題となっています。

【対策】

- 林業従事者の森林経営の知識や安全な技術の習得を促進します。
- 作業の効率化、安全性の確保を図るため、技術・技能の向上を図ることを支援します。

【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①市民への森林環境学習の推進	
森林環境学習「やまのこ」事業	子どもたちの森林への理解と関心を深めるため、小学校4年生を対象に森林環境学習施設において体験学習等を行う。
緑の少年団事業	「緑を愛し、緑を守り育てる」目的で活動している緑の少年団を支援する。
長浜の自然と森に親しむ体験交流事業	山門水源の森や奥びわ湖桜並木をはじめとする地域資源を活用し、交流人口の増加や自然環境教育の推進を行う。
②意欲ある森林所有者・グループの育成	
林研グループ育成事業	森林・林業の知識や技術の普及・研究活動を通じた人材育成を行う林業研究グループ等の人材育成活動を支援する。
自伐型林業推進事業	市内の森づくりの担い手や森林活動団体等を対象に、伐採や搬出作業、作業道敷設等、実践につながる森林施業の養成講座を開催する。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

③林業従事者の育成	
林業体験講座の開催	林業のすそ野を広げられるよう、チェーンソー等の林業機械の操作講習や、特用林産物について講座等を開催する。
林業従事者育成推進事業	「地域おこし協力隊」により、本市における自伐型林業のモデルづくりに取り組む。

【指標】

施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
①市民への森林環境学習の推進			
森林環境学習「やまのこ」事業	活動学校数	26校	毎年度25校以上
緑の少年団事業	少年団数	14団	毎年度12団以上
長浜の自然と森に親しむ体験交流事業	講師派遣回数	16回	毎年度15回以上
	桜並木保全数	200本	毎年度180本
②意欲ある森林所有者・グループの育成			
林研グループ育成事業	支援林研グループ数	2グループ	毎年度2グループ
自伐型林業推進事業	自伐型林業講習会の開催数	10回	毎年度5回以上
③林業従事者の育成			
林業体験講座の開催	講習会開催数	5回	毎年度5回以上
林業従事者育成推進事業	林業従事地域おこし協力隊員（在籍者）数	5人	毎年度3人

トピックス 5

◆やまのこ、林業講座等

作成中

トピックス 6

◆山村文化の継承 ～一子相伝『小原かご』の取組～

『小原かご』は、本市余呉町小原で作られていたかごです。余呉町小原は、「丹生ダム」（平成28（2016）年建設中止決定）の水没地区となったため、現在、その場所に集落はありません。

小原かごの特徴は、木を編んで作られていることです。一般的な材料としてはイタヤカエデが使われますが、モミジの木を使うこともあるそうです。

小原かご作りは、作り方をその家の長男にしか引き継がないという小原地区でも特別な取り扱いをされていたものです。

現在は、集落出身の方で、かごを作り続けてこられたお一人だけが、その技術を継承されています。

もともと生活必需品として作られていたかごですが、生活様式の変化やプラスチック製品等代替品の登場により、全く作られなくなってしまいました。

また、良い材料を作ろうと思うと、山がしっかり整備されている必要があります。一度木を伐ると、その後若い木が生えてきて15年ほどでまた使えるようになりますが、今は山に入って伐ることもなくなり、木が大きくなりすぎて、材料として使えない状況になっています。

新たな取組として、唯一人の継承者に現代風のデザインのかごを作ってもらい、販売する試みが行われています。同時に、二人の若者（地域おこし協力隊）がその技術を学ぶため、毎週この継承者のお宅に通っています。新たな形、新たな担い手による小原かごの伝承が期待されます。



現代風デザインの小原かご

（参考文献：小原かごを復活させる会著「余呉町小原かご～代々受け継がれてきた技術を再び～」）

◆木育の推進 ～市内保育園等へ木製おもちゃの配布～

本市では、子ども達が木の香りや木のぬくもりを通して感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木文化への理解を深める教育活動として「木育」を推進します。

この事業は、平成27（2015）年から実施して、市内の保育園等30施設に市内産のヒノキでできた木製おもちゃを配布しています。本市の木を使用することは、市内産木材のおもちゃで遊ぶ産材の利用促進と、地産地消の流れの推進にも繋がります。子どもたち



配布と併せて、保育園に直接出向いて木のお話も行っています。

トピックス 6

◆移住してきた若者たちの挑戦

作成中

トピックス 7

◆移住してきた若者たちの挑戦

平成30（2018）年、地域おこし協力隊として本市に移住してきた3人の隊員が、自伐型林業の事業体、『有限責任事業組合木民^{もくたみ}』を立ち上げました。

本市で自伐型林業に取り組むために必要なことは、「複（副）業型・兼業型」であることです。すなわち、一つの技術や商品による収入だけでなく、林業以外も含めた複数の収入源を作っていくことが重要です。

全国における自伐型林業の事例としては、スギやヒノキの人工林に幅2m程度の作業道を付け、木を伐り出し、木材市場（共販所）で販売し、収入を得られる地域もあります。また、森林経営計画を策定し、補助金を得ることもできます。

本市内の山林では、まとまった面積の人工林が多くなく、大半の森林所有者は所属する森林組合に林業経営を委託されていることもあり、自らの所有林を持たない協力隊員達が森林経営に参入することは困難な状況です。

そこで、3人の隊員は、木の安全な伐倒技術や壊れにくい作業道の敷設技術を身に付け、森林所有者からの作業や経営の受託と、特用林産物の一つである薪やしいたけ等原木の販売による収入づくりに取り組んでいます。

現在は、台風被害に遭った倒木の除去や建物近くの樹木の伐採の依頼が多く、主な収入源となっていますが、同時に、薪やしいたけ原木の販売、森林整備の受託、林道・林地の草刈り作業の受託等、この地域の困りごとを上手く取り込んだ事業を展開しています。

木民は、先人が大切に育んできた里山に再び価値を見出し、使われていない山林の資源を活用することや、山林の再生と持続可能な林業の提案を行いながら、地域に根差した活動をめざしています。

彼らの活動は、山村地域に伝わる木や山に関する文化の継承や、山村のコミュニティ維持にも大きく貢献しています。



「特殊伐採」技術による安全な伐採作業

【方針3】効率的な木材生産と森林資源の利用拡大

- ・本市の人工林は、戦後に造林した樹木が利用できる時期になりつつあります。これまで、保育することに重点をおいてきましたが、**公益的機能に支障がない人工林については**利用することに重点をおいて、経費を縮減し、競争力を持った木材の生産を促進します。
- ・長浜市の森林の所有構造は、保有面積5ha未満の林家が約9割を占めるなど、小規模・分散しています。このため、森林整備の実施に当たっては、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施する「施業の集約化」を促進します。
- ・間伐などの森林整備を行うためには、森林境界が明確であることが前提条件になりますが、森林所有者の不在村化や世代交代により、所有者や境界が不明となり、所有者から施業実施の同意を取得することが、困難になりつつあり森林境界明確化の取組を進めます。
- ・本市の木材資源は、市内の需要に十分に比べられる蓄積量を有していますが、利用が進まないことから、適切な森林管理がされなくなっています。このため、様々な分野で積極的に森林資源を活用することにより、適切に森林が整備されるよう取組を進めます。
- ・本市の森林の約7割を占める人工林以外の豊かな森林資源を活かすため、山菜やきのこ類等の特用林産物を振興することにより、林家の所得向上や山村の活性化を図ります。
- ・森林管理制度に基づき、森林の経営管理の集積・集約化や公的管理等、制度の円滑な運用を図ります。

（1）＜効率的な木材生産＞

《主な現状と課題》

＜伐期を迎えた森林の荒廃＞

- 本市の森林は、戦後の国による拡大造林政策の推進の影響で、急傾斜地や林道から離れた林業経営面から採算性が見込まれない箇所についても、スギ、ヒノキなどの人工林が造林されました。それらの森林が伐期を迎え、収穫の時期を迎えているが、立地条件の不利に加え、木材価格の低迷という経済的な要因もあり、更新されていない森林があるため、高齢級の人工林が多くなり森林資源構成の偏りが見られる。

＜森林境界の不明な森林の増加＞

- 森林所有者の高齢化による世代交代が進む中で、不在地主や相続等の権利継承に関する手続が円滑に行われていないなどの理由により、森林施業地の境界確定や受委託契約の締結が困難となり、間伐、枝打ちなど森林施業が実施されていない森林が増加しており必要な森林施業や木材利用が困難になっています。

＜零細・分散的な所有規模＞

- 本市の森林所有者を保有山林規模別にみると、零細・分散的な所有が多く、適正な林業経営が困難な状況です。加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。

（5）効率的な木材生産

本市の人工林は、戦後に造林した樹木が利用できる時期になりつつあります。これまで、保育することに重点をおいてきましたが、利用することに重点をおいて、経費を縮減し、競争力を持った木材の生産を促進します。

また、広葉樹林（薪炭林の二次林）では利用されずに放置された広葉樹が大径化する一方で、これらの広葉樹は、木質バイオマスエネルギー等として利用が見込まれることから、人工林と同様にその再整備と積極的な利用を促進していきます。

新たな森林管理制度に基づき、森林の経営管理の集積・集約化や公的管理等、制度の円滑な運用を図ります。

【背景・問題】

＜零細な所有規模＞

- 森林所有者の多くが零細な所有規模で、森林経営意欲の低下にともない、所有森林の場所や境界が不明な森林が増加しているため、森林の位置や境界を確認しデータとして保全することが必要です。

＜森林境界の不明な森林の増加＞

- 森林所有者や地域森林精通者（地域の森林をよく知る人）の高齢化・不在化により、森林境界や森林所有者の不明な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が困難になっています。

＜森林作業道の開設＞

- 林況・地形・地質に応じた低コストで耐久性のある森林作業道の開設により路網密度を上げていくことが必要です。

＜作業の効率性＞

- 伐倒、木寄せ、造材、搬出、トラック積載といった素材生産の一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部においてしか進んでいません。素材生産の低コスト化や林業技術者の労働強度・安全性を改善するため、高性能林業機械の導入が必要です。
- 高性能林業機械による生産性の向上と作業の効率性を高めるためには、オペレーターを確保し養成していくことが必要です。

【対策】

1. 森林施業の団地化・集約化

- 森林施業の推進や境界明確化のため、自治会での森林役員の設置や組織化、また、自治会や地域づくり協議会での森林への取組、さらには、これらの団体と森林ボランティア団体等との連携について推進します。
- 滋賀県、本市、森林組合が連携して説明会を開催し、森林所有者に対して森林境界明確化の必要性を働きかけます。
- 効率的な森林施業や木材を搬出するため、施業の集約化・団地化と一体的に森林境界明確化を進めます。

＜路網の整備と適正な維持管理＞

- 森林内にある林道や作業道等の路網は、木材を安定的に供給し、森林施業を効率的に行うための最も重要な生産基盤である。今後、林道の新規開設はコスト的に困難であり、既存林道の改築や維持管理、林況・地形に応じた低コストで耐久性のある森林作業道の開設により路網密度を上げていく必要があります。

＜作業の効率性＞

- 伐倒、木寄せ、造材、搬出、トラック積載といった素材生産の一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部においてしか進んでいません。素材生産の低コスト化や林業技術者の労働強度・安全性を改善するため、高性能林業機械の導入が必要です。
- 近年、ICT（情報通信技術）などの技術の開発が著しく進展しており、新技術を積極的に活用し、森林管理や林業の効率化を図る必要があります。

＜対策＞

＜森林境界明確化と施業の集約化の推進＞

- 本市では森林境界明確化を重点課題の一つと捉え、所有者探索の取組、ICT技術であるリモートセンシングを活用した森林境界明確化に着手し、所有者が山林に入らずに行うことができる森林境界明確化の手法を確立し、効率的な森林整備を、県・森林組合と連携して進め、木材生産の増加につなげていきます。
- 効率的な森林施業を実施するためには、施業地の集団化、団地化を図り、共同施業化の推進が効率的です。そこで、集約化が可能な地域については、県・市・森林組合等が、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者に対する働きかけを積極的に行い、集約的な施業を推進していきます。

＜森林経営管理制度＞

- 森林経営計画法に基づく森林所有者への意向調査を実施し、自ら管理する、または林業事業体に森林整備を委託するなど、森林所有者の意向を踏まえた森林の管理を進めます。

＜路網整備と維持管理による生産性の向上＞

- 効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道、林業専用道および森林作業道を適切に組み合わせた林内路網整備を進めます。
- 低コストで耐久性が高く周辺環境に配慮した災害に強い森林作業道を推進します。

2. 路網整備と維持管理

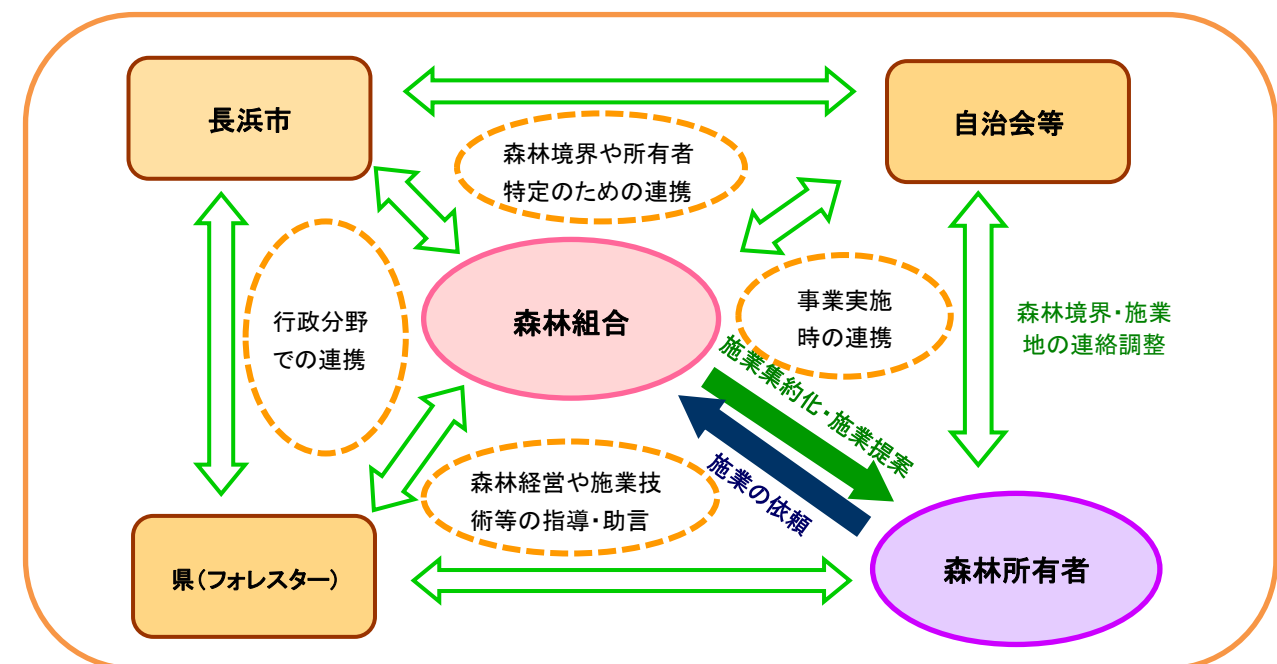
- 効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道、林業専用道および森林作業道を適切に組み合わせた林内路網整備を進めます。
- 低コストで耐久性が高く周辺環境に配慮した災害に強い森林作業道を推進します。
- 地域間を結び市民の生活道としての役割を持つ広域基幹林道については、災害時の迂回路・避難路として働きを考慮し、安心で安全な生活の確保をはかるための整備や維持管理を進めます。
- 効率的な林道の維持管理を行うため、利用区域内において、森林施業の予定が存在する路線を優先して維持管理を進めます。

- ※ 林道：林業生産を行うための幹線となる道
 林業専用道：林道を補完するための林業専用の道（10tトラック用）
 森林作業道：森林施業や木材の集材・搬出を効率的に行うため、地形に沿った丈夫で簡易、経済性に優れた道（クローラー車用）

3. 高性能林業機械の導入

- 木材の伐採・搬出を効率的に実施するため、高性能林業機械と林内路網を一体的に組み合わせた作業システムを促進します。
- 高性能林業機械の導入経費や長期リース等を促進します。
- オペレーターの確保と養成を促進します。

森林境界明確化・施業集約化推進体制



■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

- 地域間を結び市民の生活道としての役割を持つ広域基幹林道については、災害時の迂回路・避難路として働きを考慮し、安心して安全な生活の確保をはかるための整備や維持管理を進めます。
- 効率的な林道の維持管理を行うため、利用区域内において、森林施業の予定が存在する路線を優先して維持管理を進めます。

<高性能林業機械の導入支援による効率化>

- 生産性の向上と労働者の作業負担の軽減等を促進し、林業経営の合理化を進めるため、林業機械化を推進し、作業システムの効率を上げるとともに、生産コストの低減を図り、効率的な林業経営を促進します。

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 効率的な木材生産	
①森林境界明確化と施業の集約化の推進	
集約化施業の推進	施業の集約化を進めるため、滋賀県、本市、森林組合が連携して自治会等を対象に説明会を開催し森林経営計画の樹立を支援します。
森林境界明確化の支援	所有者不明森林の所有者の探索を支援し、効率的な集約化施業を推進します。
②路網整備と維持管理による生産性の向上	
路網整備と維持管理	林道、林業専用道の開設を推進するとともに、安全な通行を確保するため維持管理を行います。
③高性能林業機械の導入	
高性能林業機械導入促進事業	森林組合が導入する高性能林業機械の導入に要する経費を補助する。

《基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 効率的な木材生産			
①森林境界明確化と施業の集約化の推進			
集約化施業の推進	有効な森林経営計画数	33団地	毎年度35団地以上
森林境界明確化の支援	所有者探索完了地区数	3地区	毎年度3地区以上

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①森林施業の団地化・集約化	
森林施業の団地化・集約化の推進	施業の集約化と森林境界の明確化を一体的に進めるため、滋賀県、本市、森林組合が連携して山村地域の自治会等を対象に説明会を開催する。
②路網整備と維持管理	
路網整備と維持管理	・林道、林業専用道の開設を推進するとともに、安全な通行を確保するため維持管理を行う。 ・大雨や台風および降雪により被災した林道については、林道の改良工事や災害復旧工事により早期に通行を確保する。
③高性能林業機械の導入	
高性能林業機械導入促進事業	集約化施業に伴い森林組合が導入する高性能林業機械の導入に要する経費を補助する。

【指標】

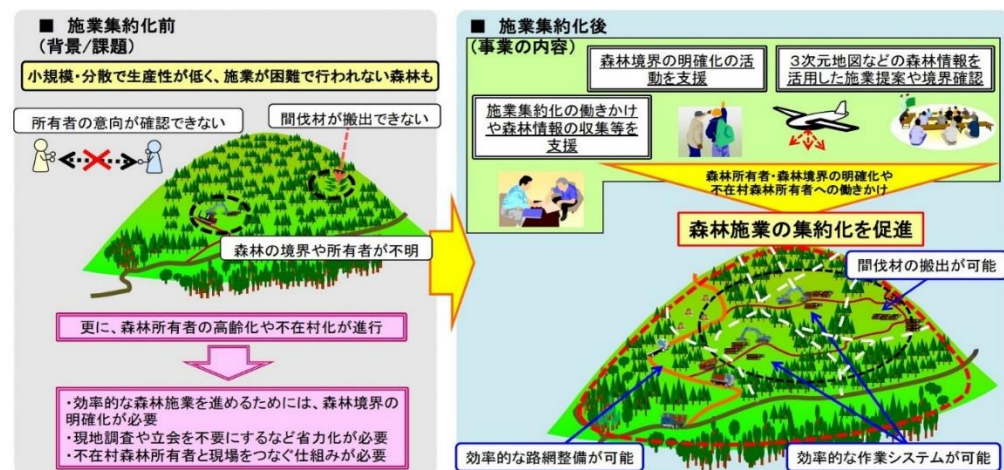
施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
①森林施業の団地化・集約化			
森林施業の団地化・集約化の推進	集約化施業団地数	17団地	毎年度22団地以上
②路網整備と維持管理			
路網整備と維持管理	林道・林業専用道の開設路線数	2路線	毎年度3路線整備
	林道維持増進工事	—	毎年度30路線以上
③高性能林業機械の導入			
高性能林業機械導入促進事業	素材生産量	9,497m³	令和6年度に年間15,500m³
	高性能林業機械保有台数	13台	毎年度15台以上

トピックス 7

◆森林施業の集約化の必要性

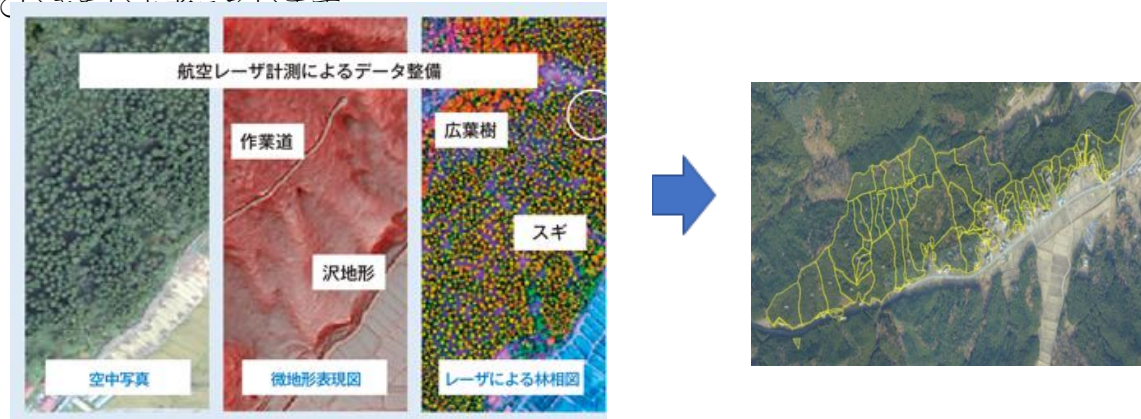
森林所有者自らが経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む。）を行う意向を有している場合であっても、私有林の所有構造が小規模・分散的であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な森林施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっています。

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることなどから、様々な森林施業のコスト縮減が期待できます。



◆リモートセンシング技術による境界明確化

森林の境界の明確化が進まない理由については、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「高齢のため現地の立会ができないから」、という声が多くあります。このような状況から、境界が不明確で整備が進まない森林もみられます。この森林境界の明確化を早く進める手段として、航空レーザ測量の成果を活用して、航空写真、林相図、地形等を参照して森林の境界を推測した図を作成し、原則所有者が山林に入らずに行うことができる森林境界明確化の手法を確立し、今後の素材生産の増加につなげていきたいと考えています。

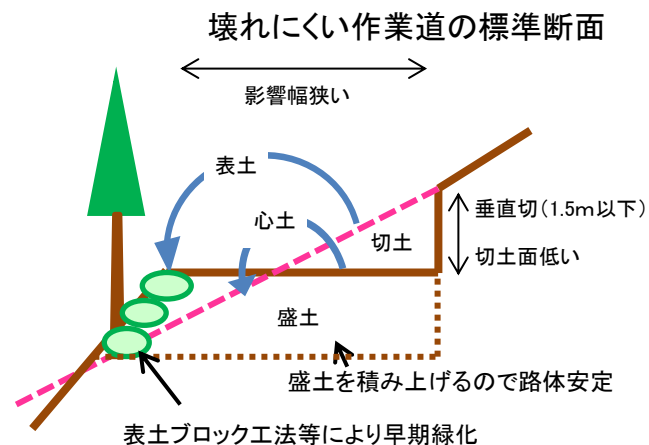


(参照資料：林野庁)

トピックス 8

◆山を育てる道づくり ～壊れにくい道づくり（森林作業道）～

森林経営において、伐倒した木を集材・搬出するためには、森林作業道の開設が不可欠となります。また、この森林作業道は、耐久性がある道を設置する必要があります。



◆作業の効率化を支える高性能林業機械

○ハーベスタ

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う機械です。



○プロセッサ

木材の枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続で行う機能を備えた機械です。



○フォワーダ

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械です。主として作業路上を走行します。



○スイングヤーダ

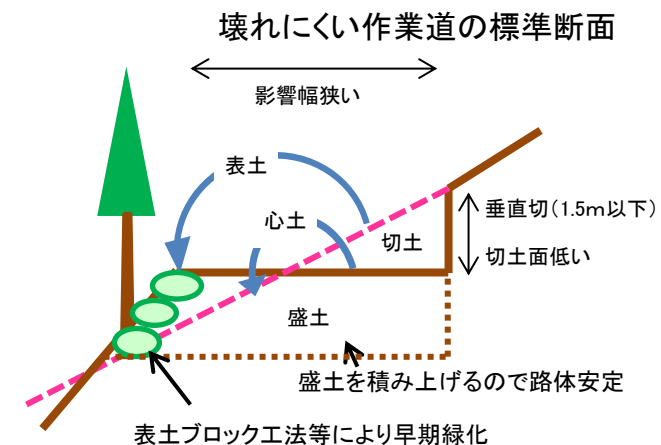
主索を用いない簡易索張方式に対応し、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機です。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



トピックス 11

◆山を育てる道づくり ～壊れにくい道づくり（森林作業道）～

森林経営において、伐倒した木を集材・搬出するためには、森林作業道の開設が不可欠となります。また、この森林作業道は、耐久性がある道を設置する必要があります。



◆作業の効率化を支える高性能林業機械

○ハーベスタ

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う機械です。



○プロセッサ

木材の枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続で行う機能を備えた機械です。



○フォワーダ

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械です。主として作業路上を走行します。



○スイングヤーダ

主索を用いない簡易索張方式に対応し、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機です。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



(2) <森林資源の利用拡大>

《主な現状と課題》

<木造住宅での木材利用>

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、木造住宅に必要とされる品質や規格を有する木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。
- 長浜市産木材を活用することが地球温暖化の防止、地域の経済、森林・林業の活性化につながることは理解されていますが、住宅や家具等の木材製品のほか、民間企業のオフィス等で十分に活かされている状況ではありません。

<公共施設での木材利用>

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、公共施設に必要とされる品質や規格を有する大量の木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。

<木質バイオマスのエネルギー利用>

- 森林整備の実施によって発生する林地残材、建築材として利用できない低質材の利用拡大の一つとして、木質バイオマスとして様々な利用方法が全国的に検討され、近年では、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量が年々増加しています。

- 近年では、一般家庭や温浴施設等において、薪やペレット、チップ等木質バイオマスを燃料とするストーブやボイラーの導入が進んでいます。

薪ストーブ（左）とペレットストーブ（右）



<特用林産の振興>

- 特用林産物は、全国的には林業産出額の約5割を占めており、木材とともに地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。
- 本市においては、多様な植生を有する豊かな里山を有していることから特用林産物の更なる生産拡大が期待できます。
- 炭焼きをする人が減少しており、炭窯を作る技術も含めて継承者づくりが問題となっています。
- 国産漆の需要が高まる中、かつて市内にも多数生育していた漆の木を復活させたいと活動されている方がおられるほか、イタヤカエデやウリハダカエデの樹液を採取し煮詰めて、シロップ等新たな林産物の生産に挑戦する方がいる等、新たな森林資源を活用する動きが出始めています。
- 人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている一方、森林内のレクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりなどの保健休養の場として利用することが多くなっています。

(4) 森林資源の利用拡大

本市の木材資源は、市内の需要に十分に比べられる蓄積量を有していますが、利用が進まないことから、適切な森林管理がされなくなっています。このため、様々な分野で積極的に森林資源を活用することにより、適切に森林が整備されることが望まれています。

また、本市の森林の約7割を占める人工林以外の豊かな森林資源を活かすため、山菜やきのこ類等の特用林産物を振興することにより、林家の所得向上や山村の活性化を図ります。

これらの森林資源を活用し、持続可能な森林経営を推進することによって、SDGsの目標達成にも貢献します。

<木造住宅等での木材利用>

【背景・問題】

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、木造住宅に必要とされる品質や規格を有する木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。
- 長浜市産木材を活用することが地球温暖化の防止、地域の経済、森林・林業の活性化につながることは理解されていますが、住宅や家具等の木材製品のほか、民間企業のオフィス等で十分に活かされている状況ではありません。

【対策】

- 木材の暖かさや優しさ等、優れた特徴を活かした長浜市産木材を活用した住宅の建築や木材製品の利用のほか、民間企業のオフィス等の木質化を促進します。
- 木の良さや木材利用の大切さのほか、健康や癒しの効果等について、関係機関と連携して啓発していきます。

<公共施設での木材利用>

【背景・問題】

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、公共施設に必要とされる品質や規格を有する大量の木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。

【対策】

- 長浜市産木材を利用した公共施設の木造化・内装木質化、木製品品の設置を推進します。また、施設周辺における外構等に長浜市産木材を活用することを推進します。
- 長浜市役所内の関係部署が連携し「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」のほか関係法令に基づき、公共施設の長浜市産木材の活用を推進します。



市産木材を活用した湖北幼稚園（湖北町速水）

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

＜木材流通システム＞

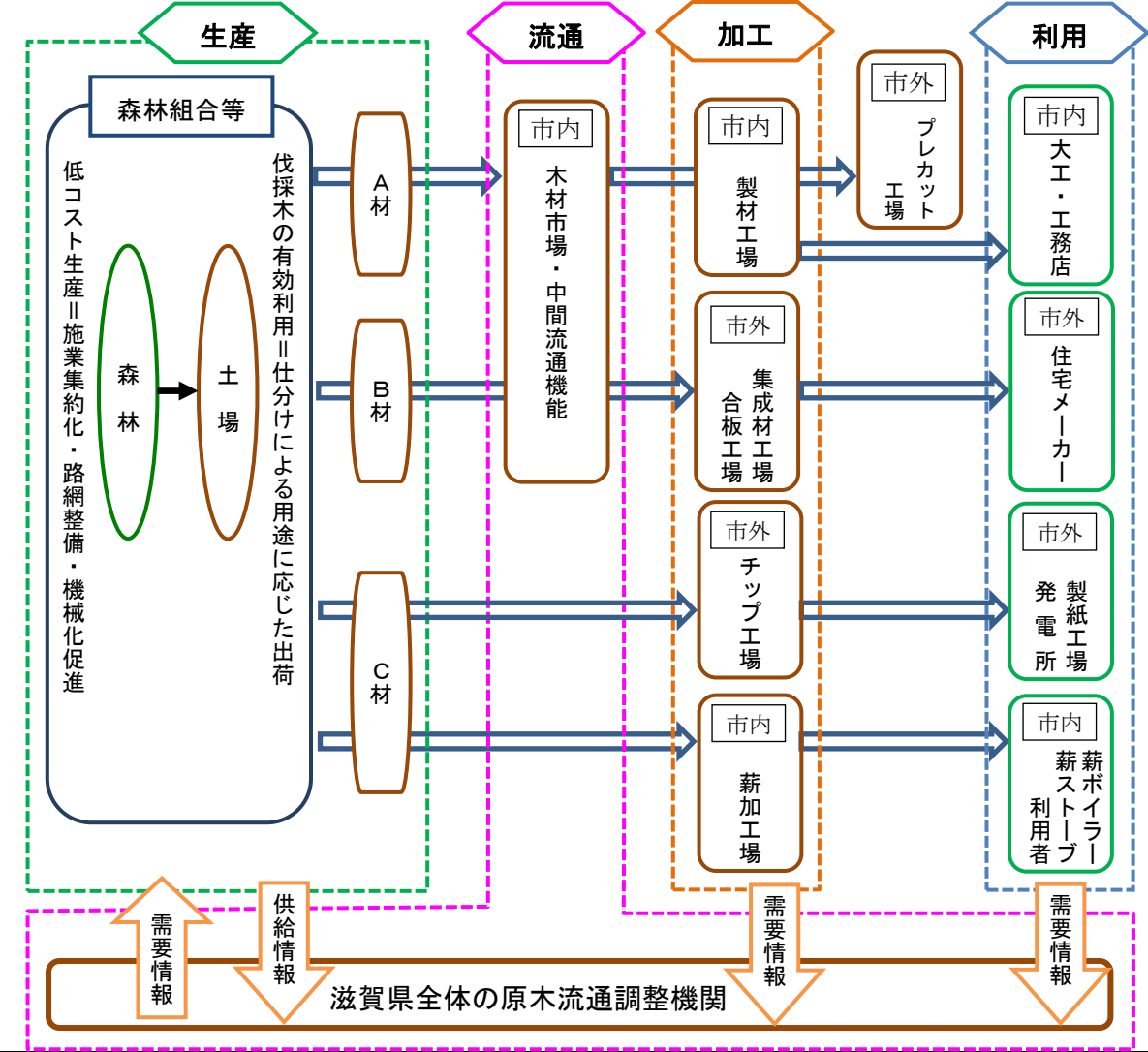
【背景・問題】

○国内の木材需要は近年回復傾向にあります。製材用材や合板用材、パルプ・チップ用材の需要はほぼ横ばいですが、燃料材の需要が木質バイオマス発電施設等での利用により増加しています。今後の木材需要を見据えた木材流通システムが望まれています。

【対策】

- 木材の適正な仕分けによりA材（建築用材、通直）、B材（合板・集成材用、微小曲り）C材（チップ用・薪用）を正確に区分し、効率的な集積・運搬体制のもと、それぞれの材種に応じた流通経路により販売されることを促進します。
- A材は、市内木材市場の「競り売り」により売却、B材、C材は中間流通拠点に集積し、県全体の木材の需給調整を図るとともに、ロット量を増やすことに協力します。また、大手集成材・合板メーカーへ高値で販売されることを支援します。
- 多様な主体との連携により、木材の6次産業化を検討します。

長浜市産木材生産流通図（現状）



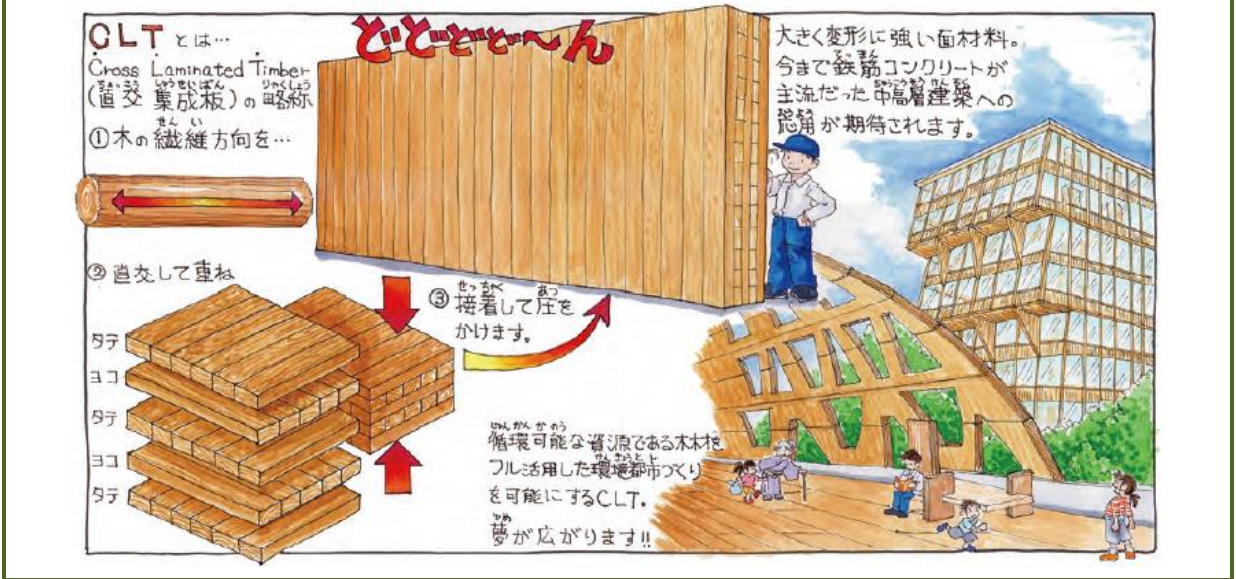
トピックス 8

◆新たな製品・技術の開発・普及の動き

国では、従来、あまり木材が使われてこなかった分野における木材需要を創出する、新たな製品・技術の開発・普及が進んでいます。

●CLT

一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）が、近年、新たな木材製品として注目されています。欧米を中心にCLTを壁や床、階段等に活用した中高層木造建築物が建てられており、我が国においても共同住宅、ホテル、オフィスビル、校舎等がCLTを用いて建築されています。現在、国を挙げてCLTの普及に取り組まれています。



木質バイオマスのマテリアル利用についても、化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品等への代替を進めるため、バイオマスから新素材等を製造する技術やこれらの物質を原料とした具体的な製品の開発が進められています。

●セルロースナノファイバー

セルロースナノファイバー（CNF）は、木材の主要成分の一つであるセルロースの繊維をナノ（10億分の1m）レベルまでほぐしたもので、軽量ながら高強度、膨張・収縮しにくい、ガスバリア性が高いなどの特性を持つ素材です。プラスチックの補強材料、電子基板、食品包装用フィルム等への利用が期待されており、一部では実用化も進んでいます。

●改質リグニン

リグニンは、木材の主要成分の一つであり、高強度、耐熱性、耐薬品性等の特性を有する高付加価値材料への展開が期待される樹脂素材です。国立研究開発法人森林研究・整備機構森林研究所は、物理特性を改質した「改質リグニン」の製造技術の確立に成功し、改質リグニンを素材とした高付加価値製品の開発を行っています。

（参照資料：令和元年版森林・林業白書）

《対策》

＜住宅への市産材の活用＞

- 木材の暖かさや優しさ等、優れた特徴を活かした長浜市産木材を活用した住宅の建築や木材製品の利用のほか、民間企業のオフィス等の木質化を促進します。
- 木の良さや木材利用の大切さのほか、健康や癒しの効果等について、関係機関と連携して啓発していきます。

＜住宅への市産材の活用＞

- 長浜市産木材を利用した公共施設の木造化・内装木質化、木製品品の設置を推進します。また、施設周辺における外構等に長浜市産木材を活用することを推進します。
- 長浜市役所内の関係部署が連携し「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」のほか関係法令に基づき、公共施設の長浜市産木材の活用を推進します。

＜木質バイオマスエネルギーの有効利用＞

- 木材は再生可能な資源であり、積極的に活用することで森林資源の循環を活発にし、健全な森林整備に資することにつながるため、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を進めます。

- 公共施設に導入した木質バイオマ
ボイラーでの木質バイオマス利用
拡大を目指します。

- 地域の森林資源を再びエネルギー
給源として見直し、地域の活性化に
なかる低コストなエネルギー利用
どのように進めていくかの検討を
めていきます。



健康パークあざいの薪ボイラー（野瀬町）

ス
の

供
つ
を
進

＜特用林産物等の利用拡大＞

- 原木しいたけ、菌床しいたけ、自然薯、炭、竹炭、栃もち、山菜等各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大・普及を滋賀県と連携を図りながら進めます。
- 様々な機会を通じて消費者に情報提供やPRを行い、消費や生産の拡大を促進します。
- 近年、ライフスタイルの変化により森林のレクリエーション/保健休養の機能が注目されており、市民が快適な環境で森林を利用できるようにするため、生活環境保全林の適正な維持管理を進めます。

＜木質バイオマスのエネルギー利用＞

【背景・問題】

- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）」の導入を受けて、全国各地で木質バイオマスによる発電施設の整備が増えています。
- 木質バイオマス発電におけるエネルギー変換効率は、蒸気タービンの場合、通常20%程度に過ぎず、高くても30%程度となっています。エネルギー変換効率を上げるためには、発電施設の大規模化が必要ですが、大規模な施設を運転するためには、広い範囲から木質バイオマスを集める必要があります。狭い地域で集めようとすれば、地域の森林の木を、木の成長スピード以上に採取してしまい、森林破壊につながる懸念があります。



薪ストーブ（左）とペレットストーブ（右）



健康パークあざいの薪ボイラー（野瀬町）

- 木質バイオマスを熱利用や熱電併給で利用することは、小規模な施設であっても80%程度のエネルギー変換効率を実現することが可能であるとされています。
- 一方で、熱利用・熱電併給利用の取組に当たっては、①事業者自らが熱の需要先を開拓する必要があること、②熱の販売価格が固定されていないこと等から、十分な事業性の検討が必要になります。
- 近年では、一般家庭や温浴施設等において、薪やペレット、チップ等木質バイオマスを燃料とするストーブやボイラーの導入が進んでいます。
- 国内の一部地域では、燃焼プラントから複数の建物に配管を通し蒸気や温水を送って暖房等を行う「地域熱供給」の取組もみられます。

【対策】

- 木材は再生可能な資源であり、積極的に活用することで森林資源の循環を活発にし、健全な森林整備に資することにつながるため、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を支援します。
- 本市における木質バイオマス資源のボイラー等での熱利活用や熱電併給利用を支援します。
- 化石燃料の代替燃料として木質バイオマスを燃料とするストーブ等の利用を支援します。
- 地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、地域の活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかの検討を進めていきます。

◆「地域内エコシステム（環境に配慮したシステム）」の構築に向けて

日本の森林は、山村における林業生産活動を通じ住民への木材・木材製品の供給源となるとともに、かつては、薪や木炭等の燃料の供給源でもありました。生活様式の変化の伴い、こうした燃料の利用は少なくなり、山には間伐材・林地残材が残される状況が続いてきましたが、近年、木質バイオマスが再生可能エネルギーの一つとして再び注目されています。

地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、集落内で完結する比較的小規模で、集落の維持・活性化につながる低コストなエネルギーとして利用していくものですが、どのように進めていくかが喫緊の課題となっています。

このため、国では、森林資源を素材やエネルギーとして地域内で持続的に活用できるようにするため、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築を目指して、検討を行ってきました。

「地域内エコシステム」の考え方	
(1) 地域内エコシステムの対象	地産地消型の持続可能なシステムが成り立つ規模である集落を主たる対象。
(2) 地域内エコシステムの主体	行政（市町村）が中心となって、地域産業、地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制を構築。
(3) 地域内エコシステムの目標	ア 材の搬出経費や燃料の加工費等を極力低減し、地域への還元利益を最大限確保。その利益を山林所有者等森林関係者に確実に還元。 イ 薪のまま燃料とすること等の技術開発に取り組み、経費を節約。効率の高い熱利用や熱電併給を実施。
(4) 地域内エコシステムの手法	集落を対象とした系統接続をしない小電力の供給システムや、行政が中心となって熱利用の安定的な需要先を確保するシステム、木材の素材利用の推進により端材等の活用を促進するシステムを構築。
(5) 地域内エコシステムの推進方策	将来的に自立可能な事業運営確保のため、低コスト化を図るとともに、P D C Aサイクルによる検証を実施。国としても一定の支援の枠組みを検討。

「地域内エコシステム」の類型	
主な類型	取組の内容
新タイプA (自家発電 ・熱供給型)	・地域住民が利用する公共施設（温浴施設、医療・福祉施設等）に薪ボイラーを導入して重油焚きボイラーから転換または薪ボイラーに小型発電機を組み合わせて系統接続を伴わない形で電力を供給。
新タイプB (熱供給中核型)	・地域住民が利用する公共施設や地域の産業施設等に、地元の製材工場から発生する製材端材等の副産物等を主たる燃料としたボイラーを導入し、熱供給または熱電併給の取組を拡大。

(参照資料：平成30年版森林・林業白書)

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

＜竹の利用＞

【背景・問題】

- 竹材の需要が少なくなり、里山の竹林は整備されなくなりました。このため、里山の生物多様性や景観に悪影響を与え、野生動物の生息地となり、周辺に大きな被害をもたらしています。また、伐採された竹の処分にも大きな労力と費用が発生します。一方で、イノシシの食害によりタケノコの採取が困難になっている場所もあり獣害対策が必要な竹林も存在しています。
- 竹林が拡大している場所においては、周辺の森林に竹林が拡大し、竹が樹木よりも樹高が高くなるため、樹木が枯れていくことが問題となっています。

【対策】

- 竹の利用を促進するため、シナチク等タケノコの利用を推進するとともに、竹炭等エネルギー等としての新たな利用の可能性を検討します。

＜特用林産物の振興＞

【背景・問題】

- 特用林産物は、全国的には林業産出額の約5割を占めており、木材とともに地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。
- 本市においては、多様な植生を有する豊かな里山を有していることから特用林産物の更なる生産拡大が期待できます。
- 炭焼きをする人が減少しており、炭窯を作る技術も含めて継承者づくりが問題となっています。
- 国産漆の需要が高まる中、かつて市内にも多数生育していた漆の木を復活させたいと活動されている方がおられるほか、イタヤカエデやウリハダカエデの樹液を採取し煮詰めて、シロップ等新たな林産物の生産に挑戦する方がいる等、新たな森林資源を活用する動きが出始めています。

【対策】

- 原木しいたけ、菌床しいたけ、自然薯、炭、竹炭、栃もち、山菜等各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大・普及を滋賀県と連携を図りながら進めます。
- クラウドファンディング等新たな手法を導入しながら、様々な機会を通じて消費者に情報提供やPRを行い、消費や生産の拡大を促進します。
- 多様な主体との連携により、特用林産物の6次産業化を検討します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 森林資源の利用拡大	
①住宅への市産材の活用	
市産材を活用した木造住宅の推進	長浜市産木材利用を推進するため、市産木材を活用した住宅に対し支援する。
②公共施設への市産材の活用	
市産材を活用した公共施設の建築	・公共建築物長浜市産材利用促進基本方針に即し、低層の公共建築物については、原則として木造化を図り、内装等は、木材の利用が適切である部分は木質化を積極的に図る。 ・市産木材を安定的かつ効率的に公共建築物に供給するため「公共建築物長浜市産材調達管理基金」により原木を調達し公共建築物に支給する。
③木質バイオマスエネルギーの有効活用	
森のエネルギーの活用推進	・公共施設に木質バイオマスボイラーの導入を推進する。 ・市内の山林から搬出される丸太・薪を集積、販売する「薪市場」の取組を進めます。
④特用林産物等の利用拡大	
特用林産物等の利用拡大	・特用林産物の生産や利用を拡大に向けて、講座や流通促進の支援に取組みます。 ・森林のレクリエーション/保健休養の場としての生活環境保全林の適切な維持管理を進めます。

《基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
①木造住宅の建築			
市産材を活用した木造住宅の推進	市産木材を利用した住宅の支援戸数	11戸	毎年度10戸以上
②公共施設での木材利用			
市産材を活用した公共施設の建築	公共建築物長浜市産材使用施設数	3施設	毎年度2施設以上

《目標とする指標》

目標達成指標名称	5年間平均 (R1～R5)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
素材生産量の増加	9,194 m³	10,000 m³	12,000 m³

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①木造住宅の建築	
市産材を活用した木造住宅の推進	長浜市産木材利用を推進するため、市産木材を活用した住宅に対し支援する。
②公共施設での木材利用	
市産材を活用した公共施設の建築	・公共建築物長浜市産材利用促進基本方針に即し、低層の公共建築物については、原則として木造化を図り、内装等は、木材の利用が適切である部分は木質化を積極的に図る。 ・市産木材を安定的かつ効率的に公共建築物に供給するため「公共建築物長浜市産材調達管理基金」により原木を調達し公共建築物に支給する。 ・A材、B材、C材等の木材用途に応じた流通、需給調達の体制整備を促進する。
③木質バイオマスエネルギーの利用	
森のエネルギー活用推進事業	・家庭用等の薪ストーブ、ペレットストーブ等の導入に対して支援する。 ・公共施設に木質バイオマスボイラーの導入を推進する。 ・市内の山林から搬出される丸太・薪を集積、販売する「薪市場」を展開する。
④特用林産の振興	
特用林産物の利用拡大	特用林産物の生産や利用を拡大に向けて、講座や流通促進の支援に取り組む。

【指標】

施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
①木造住宅の建築			
市産材を活用した木造住宅の推進	市産木材を利用した住宅の支援戸数	9戸	毎年度10戸以上
②公共施設での木材利用			
市産材を活用した公共施設の建築	公共建築物長浜市産材使用施設数	3施設	毎年度1施設以上

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

③木質バイオマスエネルギーの利用			
薪市場運営事業	薪市場出荷量	1 8 4 トン	毎年度 3 2 0 トン以上
④特用林産の振興			
特用林産物の利用拡大	体験講座の開催回数	2 回	毎年度 2 回以上

トピックス 9

◆余呉町中河内での炭焼き

■歴史と現状

余呉町中河内地区周辺では、昭和30年代まで炭焼きが盛んに行われていました。炭は近くの農協が買い取っていたため、集落のほとんどの人が炭焼きを生業にしていました。

昭和40年代に近隣に工場ができると、この村からもたくさんの人が働きに出るようになり、炭焼きや山仕事をする人はすっかり減ってしまいました。

現在の中河内の人口は、25世帯31人で、ほとんどが80歳以上です。若い人が全くいないため、炭焼きや山の心配より、地区の存続自体が難しくなっている状況です。

■炭焼きについて

以前は独りで年に4、5回炭焼きをしていました。現在は2回ほどの頻度です。一度に300kgの炭を焼きます。以前は、年間100俵（1500kg）ほど焼いていました。

使用する樹種は、コナラ等の広葉樹です。かつては30年サイクルで山の木を伐っていましたが、今は中河内で焼かれた炭を30年サイクルで活用していないため、木が太くなり過ぎており、適した材が簡単には入手できなくなっています。



中河内で焼かれた炭

◆メープルシロップの特産品化に挑戦 ～ながはま森林マッチングセンターの取組～

■長浜市で採れるメープルシロップとは

一般に市販されているメープルシロップは、サトウカエデの樹液から作られた輸入品です。サトウカエデは日本には自生していませんが、同じく甘い樹液が採れるカエデは本市にも自生しています。その代表がイタヤカエデとウリハダカエデです。

■メープルシロップの採取

カエデは芽吹きの前準備をいち早く始めるため、冬の寒い季節に大量の水を吸い上げ幹に蓄えたでんぷんを糖に変えて木全体に行き渡らせます。

カエデが枯れないように一か所だけ穴をあけて1滴ずつ樹液を採取します。本市で樹液が採れるのは1月下旬から3月初旬の1か月余りです。夜間に氷点下、日中に5℃以上になる寒暖の差が大きい日に樹液が出てきます。樹液の見た目は無色透明で、わずかな甘味が感じられます。

森で採取した樹液を約45分の1に煮詰めるとメープルシロップになります。カリウムやカルシウム等のミネラルが多く含まれているほか、アントシアニン等のポリフェノールもたくさん含まれています。

■メープルシロップを活かした森づくり

同センターでは、観察会やカエデの植樹等を通して、メープルシロップの活用を推進しています。



トピックス 10

◆余呉町中河内での炭焼き

■歴史と現状

余呉町中河内地区周辺では、昭和30年代まで炭焼きが盛んに行われていました。炭は近くの農協が買い取っていたため、集落のほとんどの人が炭焼きを生業にしていました。

昭和40年代に近隣に工場ができると、この村からもたくさんの人が働きに出るようになり、炭焼きや山仕事をする人はすっかり減ってしまいました。

現在の中河内の人口は、25世帯31人で、ほとんどが80歳以上です。若い人が全くいないため、炭焼きや山の心配より、地区の存続自体が難しくなっている状況です。

■炭焼きについて

以前は独りで年に4、5回炭焼きをしていました。現在は2回ほどの頻度です。一度に300kgの炭を焼きます。以前は、年間100俵（1500kg）ほど焼いていました。

使用する樹種は、コナラ等の広葉樹です。かつては30年サイクルで山の木を伐っていましたが、今は中河内で焼かれた炭を30年サイクルで活用していないため、木が太くなり過ぎており、適した材が簡単には入手できなくなっています。



中河内で焼かれた炭

◆メープルシロップの特産品化に挑戦 ～ながはま森林マッチングセンターの取組～

■長浜市で採れるメープルシロップとは

一般に市販されているメープルシロップは、サトウカエデの樹液から作られた輸入品です。サトウカエデは日本には自生していませんが、同じく甘い樹液が採れるカエデは本市にも自生しています。その代表がイタヤカエデとウリハダカエデです。

■メープルシロップの採取

カエデは芽吹きの前準備をいち早く始めるため、冬の寒い季節に大量の水を吸い上げ幹に蓄えたでんぷんを糖に変えて木全体に行き渡らせます。

カエデが枯れないように一か所だけ穴をあけて1滴ずつ樹液を採取します。本市で樹液が採れるのは1月下旬から3月初旬の1か月余りです。夜間に氷点下、日中に5℃以上になる寒暖の差が大きい日に樹液が出てきます。樹液の見た目は無色透明で、わずかな甘味が感じられます。

森で採取した樹液を約45分の1に煮詰めるとメープルシロップになります。カリウムやカルシウム等のミネラルが多く含まれているほか、アントシアニン等のポリフェノールもたくさん含まれています。

■メープルシロップを活かした森づくり

同センターでは、観察会やカエデの植樹等を通して、メープルシロップの活用を推進しています。



【方針4】多様な主体による森林づくり

・市内の多くの里山林は、利用や整備がされなくなり、森林機能が失われてきています。また、灌木や竹等により藪化し、野生動物の棲息地となり、周辺に大きな獣害をもたらすようになりました。このため、森林所有者だけではなく、市民、企業や事業体等、多くの方々の協力により、里山林の手入れを行われるよう取組を行います。

また、里山林の**保全管理を進めるため特用林産物の生産や、森林空間を利用した新たな森林資源の活用など**、森林整備や林業振興を一体とした山村の活性化について検討します。

（１）＜市民参画の推進＞

《主な現状と課題》

- かつて里山林は、山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民により管理されることで、市民の生活に恩恵をもたらしてきましたが、山村の過疎化・少子高齢化が著しく進行している中、里山林の管理が困難な状況です。
- 里山林を適正に管理するためには、長期の管理・整備方針を定めて手入れを行う必要がありますが、里山林の知識や技術があり、指導できる人材は限られています。
- 森林づくり団体は、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の活用団体を中心に微増傾向にありますが、人材の確保や事務局業務が大変なこと等から団体が継続して活動することが難しい状況です。
- 森林づくり団体が、きのこや薪、間伐材等の森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを探すことは難しい状況です。

《対策》

＜多様な主体による森林づくり＞

- 里山林の保全活動が推進されるよう、森林づくり団体、森林所有者、本市等が連携して進める仕組みづくりに努めます。
- 森林づくり団体等が行う、里山林の保全、森林資源の利用、森林環境学習等の活動を支援し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させます。
- 森林づくり団体や市民のみなさん等が森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを提供することを検討します。
- 森林づくり団体の活動が森林や里山林の恵みを活かした充実した活動となるよう講習会の充実や団体間のネットワークづくりを推進します。
- 山村に存在する資源の活用により特用林産物の生産や森林を活用したイベント等のサービス事業による仕事づくりを進めるとともに、都市地域からの移住・定住の促進につなげます。

（２）市民の協働による森林づくり

市内の多くの里山林は、利用や整備がされなくなり、マツ枯れやナラ枯れ等が発生し、森林機能が失われてきています。また、灌木や竹等により藪化し、野生動物の棲息地となり、周辺に大きな獣害をもたらすようになりました。このため、森林所有者だけではなく、市民、企業や事業体等、多くの方々の協力により、里山林の手入れを行うことが望まれています。

また、里山林や地域全体に存在する資源を活用した仕事おこしや移住・定住の促進等、森林整備や林業振興を一体とした山村の活性化が期待されています。

＜市民＞

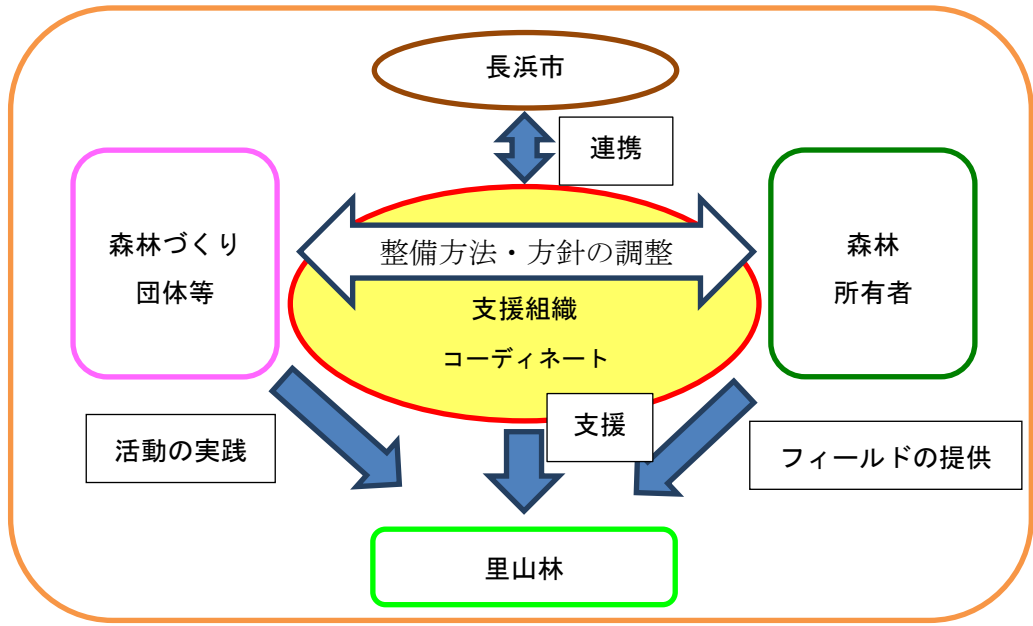
【背景・問題】

- かつて里山林は、山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民により管理されることで、市民の生活に恩恵をもたらしてきましたが、山村の過疎化・少子高齢化が著しく進行している中、里山林の管理が困難な状況です。
- 里山林を適正に管理するためには、長期の管理・整備方針を定めて手入れを行う必要がありますが、里山林の知識や技術があり、指導できる人材は限られています。
- 森林づくり団体は、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の活用団体を中心に微増傾向にありますが、人材の確保や事務局業務が大変なこと等から団体が継続して活動することが難しい状況です。
- 森林づくり団体が、きのこや薪、間伐材等の森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを探すことは難しい状況です。

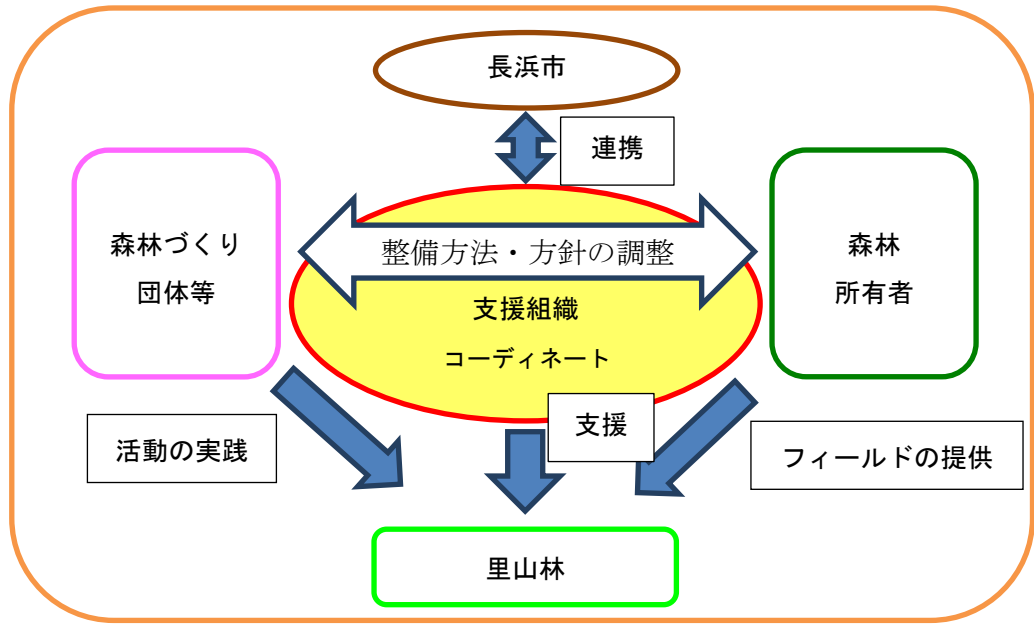
【対策】

- 里山林の保全活動が推進されるよう、森林づくり団体、森林所有者、本市等が連携して進める仕組みづくりに努めます。
- 森林づくり団体等が行う、里山林の保全、森林資源の利用、森林環境学習等の活動を支援し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させます。
- 森林づくり団体や市民のみなさん等が森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを提供することを検討します。
- 森林づくり団体の活動が森林や里山林の恵みを活かした充実した活動となるよう講習会の充実や団体間のネットワークづくりを推進します。
- 山村に存在する資源の活用により特用林産物の生産や森林を活用したイベント等のサービス事業による仕事づくりを進めるとともに、都市地域からの移住・定住の促進につなげます。

第3 森林づくりの方向性と基本施策



第3 森林づくりの方向性と基本施策



＜企業＞

【背景・問題】

- 森林の恩恵を等しく受けている市民のみならず、企業のみならずにも、本市の一員として、森林づくりを通じて、地域に対する社会貢献活動を行うことが望まれています。
- 市内において、工場敷地内の緑化活動を積極的に行っている企業は多くありますが、森林づくりを通じた社会貢献活動については十分には認知されていない状況です。

【対策】

- 企業への森林に対するCSR活動（※注釈①）を促すための対策、森林CO₂吸収認証制度の普及啓発を進めます。
- 県の琵琶湖森林づくりパートナー協定（※注釈②）の制度を活用した森林づくりを推進します。
- 企業の社員の福利厚生としての森林体験活動を推進します。

（※注釈①）CSRとはCorporate Social Responsibilityの略。日本語では、企業の社会的責任と訳される。企業は事業活動を行なう中で、社会的な公正さや環境への配慮等を通じて係わりのあるステークホルダー（消費者、取引先、地域社会、従業員等）に責任ある行動を取るべきだという考え方。

（※注釈②）琵琶湖森林づくりパートナー協定とは、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、協働で水源の森林づくりを進めるため、企業と森林所有者が協定を締結し、企業から提供された費用をもとに、森林所有者が森林整備を実施する仕組み。

＜今後の主な取組＞

施策（事業）の名称	取組内容
（１）市民参画の推進 ①多様な主体による森林づくり	
長浜市森林多面的機能推進事業	本市内の森林の有する多面的機能を発揮させるための整備活動を支援する。
みどりの里親制度	苗木育成資材を配布することにより、市民が種子から苗木を育て、その苗木を里山等へ植樹する。

＜基本指標＞

施策（事業）の名称	指標	現状値 （R5）	目標値 （R7～R11）
（１）市民参画の推進 ①多様な主体による森林づくり			
長浜市森林多面的機能推進事業	支援団体数	13団体	毎年度10団体以上

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

(2) <企業参画の推進>

<<主な現状と課題>>

- 森林の恩恵を等しく受けている市民のみなさん同様、企業のみなさんにも、本市の一員として、森林づくりを通じて、地域に対する社会貢献活動を行うことが望まれています。
- 市内において、工場敷地内の緑化活動を積極的に行っている企業は多くありますが、森林づくりを通じた社会貢献活動については十分には認知されていない状況です。

<<対策>>

<企業の森>

- 企業への森林に対するCSR活動（※注釈①）を促すための対策、森林CO₂吸収認証制度の普及啓発を進めます。
- 県の琵琶湖森林づくりパートナー協定（※注釈②）の制度を活用した森林づくりを推進します。
- 企業の社員の福利厚生としての森林体験活動を推進します。

（※注釈①）CSRとはCorporate Social Responsibilityの略。日本語では、企業の社会的責任と訳される。企業は事業活動を行なう中で、社会的な公正さや環境への配慮等を通じて係わりのあるステークホルダー（消費者、取引先、地域社会、従業員等）に責任ある行動を取るべきだという考え方。

（※注釈②）琵琶湖森林づくりパートナー協定とは、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、協働で水源の森林づくりを進めるため、企業と森林所有者が協定を締結し、企業から提供された費用をもとに、森林所有者が森林整備を実施する仕組み。

<<今後の主な取組>>

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 企業参画の推進	
①企業の森	
企業の森(滋賀県森林づくりパートナー協定)	企業と森林所有者が協定を締結し、企業の資金提供により森林整備を実施する。

<<目標とする指標>>

目標達成指標名称	現状値 (R5累計)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
森林づくり団体数の増加	53団体	57団体	60団体

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

【今後の主な取組】

施策(事業)の名称	取組内容
①市民参画の推進	
長浜市森林多面的機能推進事業	本市内の森林の有する多面的機能を発揮させるための整備活動を支援する。
みどりの里親制度	苗木育成資材を配布することにより、市民が種子から苗木を育て、その苗木を里山等へ植樹する。
②企業参画の推進	
企業の森(滋賀県森林づくりパートナー協定)	企業と森林所有者が協定を締結し、企業の資金提供により森林整備を実施する。

【指標】

施策(事業)の名称	指標	現状値 (H30)	目標値 (R2～R6)
①市民参画の推進			
長浜市森林多面的機能推進事業	支援団体数	9団体	毎年度10団体以上
みどりの里親制度	植樹した樹木本数	38本	毎年度10本以上
②企業参画の推進			
企業の森(滋賀県森林づくりパートナー協定)	協定企業の活動に対する支援回数	1回	毎年度各社1回以上

